

地震対策編

目 次

第 1 編 総 則	1
第 1 章 計画の主旨	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の性格	1
第 3 節 計画の構成	1
第 2 章 予想される災害	3
第 1 節 第 4 次地震被害想定	3
第 2 節 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 1 の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果	4
第 3 節 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 2 の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果	5
第 3 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	9
第 1 節 計画作成の主旨	9
第 2 節 計画の内容	9

第 2 編 平常時対策	16
第 1 章 防災思想の普及	16
第 2 章 自主防災活動	16
第 3 章 地震防災訓練の実施	16
第 1 節 計画作成の主旨	16
第 2 節 訓練の内容と実施方法	16
第 4 章 地震災害の予防対策の推進	18
第 1 節 計画作成の主旨	18
第 2 節 緊急消防援助隊の受援体制	18
第 3 節 消防用施設の整備	18
第 4 節 火災の予防対策	18
第 5 節 建築物等の耐震対策	20
第 6 節 被災建築物等に対する安全対策	21
第 7 節 地盤災害の予防対策	21
第 8 節 落下倒壊危険物対策	22
第 9 節 危険予想地域における災害の予防	23
第 10 節 被災者の救出活動対策	23
第 11 節 要配慮者の支援	24
第 12 節 生活の確保	24
第 13 節 緊急輸送活動体制の整備	26
第 14 節 災害廃棄物の処理体制の整備	27
第 15 節 公共土木施設等の応急復旧	27
第 16 節 情報システムの整備	27
第 17 節 緊急輸送用車両等の整備	27
第 18 節 文化財等の耐震対策	27

第 19 節	地震防災応急計画及び対策計画の作成	27
--------	-------------------	----

第 3 編 地震防災施設緊急整備計画		28
第 1 章 地震防災施設整備方針		28
第 1 節	防災業務施設の整備	28
第 2 節	地域の防災構造化	28
第 3 節	緊急輸送路の整備	29
第 4 節	防災上重要な建物の整備	29
第 5 節	災害防止事業	29
第 6 節	災害応急対策用施設等の整備	29
第 2 章 地震対策緊急整備事業計画		31
第 3 章 地震防災緊急事業五箇年計画		31
第 1 節	地域防災の構造化等	31

第 4 編 南海トラフ地震臨時情報等への対応		33
第 4-1 編 南海トラフ地震臨時情報発表時		33
第 1 章 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置		33
第 1 節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	33
第 2 章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置		33
第 1 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等	33
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	34
第 3 節	災害応急対策をとるべき期間等	34
第 4 節	市のとるべき措置	34
第 3 章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置		35
第 1 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等	35
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知	35
第 3 節	災害応急対策をとるべき期間等	35
第 4 節	避難対策等	36
第 5 節	消防機関等の活動	36
第 6 節	警備対策	37
第 7 節	水道、電気、ガス、通信、放送関係	37
第 8 節	金融	37
第 9 節	交通	37
第 10 節	市自らが管理等を行う施設等に関する対策	38
第 11 節	滞留旅客等に対する措置	39

第 5 編 災害応急対策		40
第 1 章 防災関係機関の活動		40

第 1 節	計画の主旨	40
第 2 節	藤枝市災害対策本部の設置及び廃止	40
第 3 節	組織体制	41
第 4 節	災害対策本部の運営	42
第 5 節	職員の配備体制	42
第 6 節	静岡県警察（藤枝警察署）	42
第 7 節	指定地方行政機関	43
第 8 節	指定公共機関	44
第 9 節	指定地方公共機関	45
第 10 節	公共的団体	46
第 2 章 情報活動		47
第 1 節	計画の主旨	47
第 2 節	基本方針	47
第 3 節	情報の内容等	47
第 4 節	情報の収集	48
第 5 節	情報の伝達手段	48
第 6 節	報告及び要請事項の処理	49
第 3 章 広報活動		50
第 1 節	計画の主旨	50
第 2 節	広報事項	50
第 3 節	実施方法	52
第 4 章 緊急輸送活動		52
第 5 章 広域応援活動		52
第 6 章 災害の拡大及び二次災害防止活動		52
第 1 節	計画の主旨	52
第 2 節	消防活動	52
第 3 節	水防活動	52
第 4 節	救出活動の基本方針と内容	52
第 7 章 避難活動		53
第 8 章 社会秩序を維持する活動		53
第 1 節	計画の主旨	53
第 2 節	実施事項	53
第 3 節	県に対する緊急措置の要請	53
第 4 節	警察に対する要請	54
第 5 節	自主防災組織及び市民の活動	54
第 9 章 交通の確保対策		54
第 10 章 地域への救援活動		54
第 1 節	計画の主旨	54
第 2 節	緊急物資の確保計画量	54
第 3 節	食料、生活必需品等の緊急物資の確保・供給	54
第 4 節	救援・救護のための標示	54
第 5 節	給水活動	55

第 6 節	燃料の確保	55
第 7 節	医療救護活動	55
第 8 節	し尿処理	55
第 9 節	一般廃棄物（生活系ごみ）処理	55
第 10 節	災害廃棄物処理	55
第 11 節	防疫活動	55
第 12 節	遺体の捜索及び措置	55
第 13 節	障害物の除去	55
第 14 節	応急仮設住宅の設置と住宅の応急修理	55
第 11 章 ボランティア活動への支援		55
第 12 章 学校における災害応急対策及び応急教育		55
第 13 章 被災者の生活再建等への支援		55
第 14 章 市有施設及び設備等の対策		56
第 1 節	計画の主旨	56
第 2 節	実施事項	56
第 15 章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策		59
第 1 節	計画の主旨	59
第 2 節	電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社）	59
第 3 節	ガス（東海ガス株式会社、一般社団法人静岡県 L P ガス協会）	59
第 4 節	通信（西日本電信電話株式会社、株式会社 N T T ドコモ東海支社（静岡支店））	59
第 5 節	放送	59
第 6 節	市中金融	60
第 7 節	鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）	60
第 8 節	バス（しずてつジャストライン株式会社）	60
第 9 節	道路	60
第 16 章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害 応急対策		61
第 1 節	計画作成の主旨	61
第 2 節	計画の内容	61

第 6 編 復旧・復興対策		62
第 1 章 防災関係機関の活動		62
第 1 節	対策の主旨	62
第 2 節	藤枝市震災復興本部の設置	62
第 3 節	藤枝市災害対策本部との調整	62
第 4 節	防災会議の開催等	62
第 5 節	震災復興対策会議	62
第 6 節	他市等に対する応援要請	63
第 2 章 防災関係機関の講ずる復旧・復興対策		64
第 1 節	指定地方行政機関	64
第 2 節	指定公共機関	65

第 3 節	指定地方公共機関	66
第 3 章 激甚災害の指定		68
第 1 節	計画の主旨	68
第 2 節	市の実施事項	68
第 4 章 震災復興計画の策定		69
第 1 節	計画の主旨	69
第 2 節	計画策定の体制	69
第 3 節	計画の構成	69
第 4 節	計画の基本方針	69
第 5 節	計画の公表	69
第 6 節	国・県との調整	69
第 5 章 復興財源の確保		70
第 1 節	計画の主旨	70
第 2 節	予算の編成	70
第 3 節	復興財源の確保	70
第 6 章 震災復興基金の設立		71
第 1 節	計画の主旨	71
第 2 節	震災復興基金の設立	71
第 7 章 復旧事業の推進		72
第 1 節	計画の主旨	72
第 2 節	復旧計画の策定	72
第 3 節	基盤施設の復旧	72
第 8 章 都市・農山村の復興		73
第 1 節	計画の主旨	73
第 2 節	都市・農山村復興計画の策定	73
第 3 節	都市の復興	73
第 4 節	農山村の復興（主に都市計画区域外）	74
第 9 章 被災者の生活再建支援		75
第 1 節	計画の主旨	75
第 2 節	恒久住宅対策	75
第 3 節	災害弔慰金等の支給	75
第 4 節	被災者の援護	76
第 5 節	雇用対策	76
第 6 節	要配慮者の支援	77
第 7 節	生活再建支援策等の広報・P R	78
第 8 節	相談窓口の設置	78
第 10 章 地域経済復興支援		79
第 1 節	計画の主旨	79
第 2 節	産業復興計画の策定	79
第 3 節	中小企業を対象とした支援	79
第 4 節	農林業者を対象とした支援	80
第 5 節	地域全体に影響を及ぼす支援	80

別紙 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時	81
第 1 章 防災関係機関の活動	81
第 1 節 計画の主旨	81
第 2 節 東海地震注意情報発表時等の防災体制	81
第 3 節 東海地震注意情報発表時等の応急対策	81
第 4 節 地震災害警戒本部の設置	82
第 5 節 警戒本部の組織及び防災関係機関の所掌事務	82
第 2 章 情報活動	88
第 1 節 計画の主旨	88
第 2 節 計画の内容	88
第 3 節 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等の広報	88
第 4 節 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	88
第 3 章 広報活動	90
第 1 節 計画の主旨	90
第 2 節 広報事項	90
第 3 節 広報実施の方法	90
第 4 節 県への広報の要請	90
第 5 節 市民が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	90
第 4 章 自主防災活動	92
第 1 節 計画の主旨	92
第 2 節 計画の内容	92
第 5 章 緊急輸送活動	94
第 1 節 計画の主旨	94
第 2 節 緊急輸送の対象	94
第 3 節 緊急輸送の方法	94
第 4 節 輸送手段の確保	94
第 5 節 緊急輸送の調整	94
第 6 節 防災関係機関の緊急輸送	95
第 6 章 自衛隊の支援	96
第 1 節 計画作成の主旨	96
第 2 節 計画の内容	96
第 7 章 避難活動	97
第 1 節 計画の主旨	97
第 2 節 避難の基本方針、方法等	97
第 3 節 避難に際しての周知事項	98
第 4 節 警戒区域の設定	98
第 5 節 避難計画の作成指導	98
第 6 節 避難状況等の報告	99
第 7 節 指定避難所の設置及び避難生活の確保	99
第 8 章 社会秩序を維持する活動	101
第 1 節 計画の主旨	101
第 2 節 市の実施事項	101

第 3 節	県警察本部の実施事項	101
第 9 章 交通の確保活動		102
第 1 節	計画の主旨	102
第 2 節	陸上交通の確保対策	102
第 3 節	交通規制の方針	102
第 4 節	交通規制計画(県公安委員会(県警察))	103
第 10 章 地域への救援活動		104
第 1 節	計画の主旨	104
第 2 節	活動の内容	104
第 3 節	食料及び日用品の確保	104
第 4 節	飲料水の確保	105
第 5 節	医療救護・防疫・保健衛生活動の準備	105
第 6 節	清掃・し尿処理及び廃棄物処理活動	106
第 11 章 市有施設及び設備等の防災措置		107
第 1 節	計画の主旨	107
第 2 節	市の実施事項	107
第 3 節	公共施設等	107
第 12 章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置		109
第 1 節	計画の主旨	109
第 2 節	計画の内容	109
第 13 章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策		114
第 1 節	計画の主旨	114
第 2 節	計画の内容	114
第 14 章 市が管理する施設等の地震防災応急計画		119
第 1 節	計画の主旨	119
第 2 節	計画の内容	119

第1編 総 則

この計画の目的、基本方針及び構成を明らかにし、市、防災関係機関、事業所及び市民がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、この計画の基礎となる第4次地震被害想定の概要を示すものである。

第1章 計画の主旨

この計画は、東海地震等に対処するための総合的な防災対策を定めるもので、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成する「藤枝市地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法」（昭和53年法律第73号）第6条に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

なお、この計画は「美しく、強く、しなやかな”ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靱化地域計画）」における推進方針を踏まえたものである。

第1節 計画の目的

この計画は、平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、藤枝市の地域に係る地震対策について定めるものである。
- 2 この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民等が地震対策に取り組むための基本方針となるものである。
- 3 この計画のうち第3編は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。
- 4 この計画は、「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策のうち、特に緊急に実施するものについて定める。
- 5 この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。

第3節 計画の構成

地震対策編の構成は、次の6編及び別紙による。

第1編 総 則

この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。

第2編 平常時対策

平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。

第3編 地震防災施設緊急整備計画

整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。

第4編 南海トラフ地震臨時情報への対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の災害応急対策について示す。

第5編 災害応急対策

地震災害が発生した場合の対応を示す。

第6編 復旧・復興対策

災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興対策について示す。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

東海地震注意報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策

第2章 予想される災害

現在、県内及び藤枝市域に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている地震としては、駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許されない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。市及び県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

第1節 第4次地震被害想定

地震によって、市内の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。試算については、静岡県及び市域内において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区 分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))

※ 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち1703（元禄16）年元禄関東地震は1923（大正12）年大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・波高等に関する報告書

なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに市民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって大幅に減少できると考えられる。

第2節 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

1 概 説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。

注）中央防災会議（2003）：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石垣及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後、地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

2 建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項目	被害区分	予知なし						予知あり	
		冬・深夜		夏・昼		冬・夕			
		藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県
地震動	全壊	約 15,000	約 171,000	約 15,000	約 171,000	約 15,000	約 171,000	約 15,000	約 171,000
	半壊	約 8,700	約 165,000	約 8,700	約 163,000	約 8,400	約 156,000	約 8,800	約 169,000
液状化	全壊	約 40	約 1,800	約 40	約 1,800	約 40	約 1,800	約 40	約 1,800
	半壊	約 200	約 6,400	約 200	約 6,300	約 200	約 6,100	約 200	約 6,500
人工造成地	全壊	約 1,400	約 17,000	約 1,400	約 17,000	約 1,400	約 17,000	約 1,400	約 17,000
	半壊	約 4,100	約 51,000	約 4,100	約 51,000	約 4,100	約 51,000	約 4,100	約 51,000
津波	全壊	-	約 2,400	-	約 2,400	-	約 2,400	-	約 2,400
	半壊	-	約 4,900	-	約 4,900	-	約 4,900	-	約 5,000
山・崖崩れ	全壊	約 200	約 2,500	約 200	約 2,500	約 200	約 2,500	約 200	約 2,500
	半壊	約 400	約 5,800	約 400	約 5,800	約 400	約 5,800	約 400	約 5,800
火災	焼失	約 900	約 22,000	約 1,200	約 28,000	約 2,500	約 66,000	約 400	約 2,500
建物棟数		60,367	1,418,505	60,367	1,418,505	60,367	1,418,505	60,367	1,418,505
建物被害 総数	全壊及び焼失	約 17,000	約 217,000	約 18,000	約 223,000	約 19,000	約 260,000	約 17,000	約 197,000
	半壊	約 13,000	約 233,000	約 13,000	約 232,000	約 13,000	約 224,000	約 13,000	約 237,000
建物被害率	全壊及び焼失	約 28%	約 15%	約 30%	約 16%	約 31%	約 18%	約 28%	約 14%
	半壊	約 22%	約 16%	約 22%	約 16%	約 22%	約 16%	約 22%	約 17%

「-」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

3 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目		被害区分	予知なし						予知あり					
			冬・深夜		夏・昼		冬・夕		冬・深夜		夏・昼		冬・夕	
			藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県
建物倒壊 (うち屋内転倒物・屋内落下物)		死者数	約 300 (約 50)	約 5,500 (約 700)	約 100 (約 30)	約 2,700 (約 500)	約 300 (約 40)	約 4,300 (約 500)	約 100 (約 10)	約 1,600 (約 100)	約 40 (約 10)	約 800 (約 100)	約 70 (約 10)	約 1,200 (約 100)
		重傷者数	約 1,600 (約 200)	約 19,000 (約 2,600)	約 2,600 (約 100)	約 30,000 (約 2,100)	約 1,600 (約 100)	約 19,000 (約 1,600)	約 500 (約 40)	約 5,300 (約 600)	約 700 (約 30)	約 8,700 (約 500)	約 500 (約 20)	約 5,500 (約 400)
		軽傷者数	約 3,300 (約 600)	約 49,000 (約 9,700)	約 3,100 (約 500)	約 52,000 (約 7,800)	約 2,600 (約 500)	約 42,000 (約 7,600)	約 1,000 (約 100)	約 14,000 (約 2,100)	約 900 (約 100)	約 15,000 (約 1,700)	約 700 (約 100)	約 12,000 (約 1,700)
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	-	約 7,400	-	約 2,500	-	約 3,200	-	約 1,000	-	約 700	-	約 800
		重傷者数	-	約 400	-	約 100	-	約 200	-	約 60	-	約 40	-	約 50
		軽傷者数	-	約 800	-	約 300	-	約 400	-	約 100	-	約 80	-	約 100
	早期避難率低	死者数	-	約 9,000	-	約 5,700	-	約 7,300	-	約 1,000	-	約 700	-	約 800
		重傷者数	-	約 500	-	約 400	-	約 400	-	約 60	-	約 40	-	約 50
山・崖崩れ		死者数	約 20	約 200	約 10	約 90	約 10	約 200	-	約 30	-	約 10	-	約 20
		重傷者数	約 10	約 100	-	約 60	約 10	約 100	-	約 20	-	約 10	-	約 10
		軽傷者数	約 10	約 100	-	約 60	約 10	約 100	-	約 20	-	約 10	-	約 10
火災		死者数	約 30	約 800	約 10	約 500	約 50	約 2,100	-	約 30	-	約 10	-	約 20
		重傷者数	約 20	約 500	約 20	約 600	約 40	約 1,400	-	約 50	約 10	約 50	約 10	約 50
		軽傷者数	約 40	約 1,200	約 50	約 1,600	約 100	約 3,700	約 20	約 100	約 20	約 100	約 20	約 100
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	-	-	-	約 10	-	約 20	-	-	-	-	-	-
		重傷者数	-	約 10	-	約 100	約 10	約 200	-	-	-	約 10	-	約 10
		軽傷者数	-	約 10	約 10	約 200	約 10	約 400	-	-	-	約 10	-	約 20
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 400	約 14,000	約 200	約 5,900	約 300	約 9,900	約 100	約 2,700	約 40	約 1,500	約 80	約 2,100
		重傷者数	約 1,700	約 20,000	約 2,600	約 31,000	約 1,700	約 21,000	約 500	約 5,500	約 800	約 8,800	約 500	約 5,600
		軽傷者数	約 3,400	約 51,000	約 3,100	約 54,000	約 2,700	約 47,000	約 1,000	約 14,000	約 900	約 15,000	約 800	約 12,000
	早期避難率低	死者数	約 400	約 16,000	約 200	約 9,100	約 300	約 14,000	約 100	約 2,700	約 40	約 1,500	約 80	約 2,100
		重傷者数	約 1,700	約 20,000	約 2,600	約 31,000	約 1,700	約 21,000	約 500	約 5,500	約 800	約 8,800	約 500	約 5,600
自力脱出困難者数・ 要救助者数		地震動	約 1,700	約 32,000	約 1,200	約 27,000	約 1,400	約 29,000	約 500	約 9,100	約 350	約 7,900	約 400	約 8,300
		津波	-	約 1,800	-	約 3,600	-	約 2,400	-	約 200	-	約 400	-	約 300

「－」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約 2,200 人（早期避難率高+呼びかけ）～約 9,200 人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

第3節 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

1 概 説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（2011）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

注) 中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地及び山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀、石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後、地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

2 建物等被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし						予知あり	
		冬・深夜		夏・昼		冬・夕			
		藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県
地震動	全壊	約 15,000	約 171,000	約 15,000	約 171,000	約 15,000	約 171,000	約 15,000	約 171,000
	半壊	約 8,700	約 161,000	約 8,700	約 160,000	約 8,400	約 152,000	約 8,800	約 165,000
液状化	全壊	約 40	約 1,800	約 40	約 1,800	約 40	約 1,800	約 40	約 1,800
	半壊	約 200	約 5,900	約 200	約 5,800	約 200	約 5,600	約 200	約 6,000
人工造成地	全壊	約 1,400	約 17,000	約 1,400	約 17,000	約 1,400	約 17,000	約 1,400	約 17,000
	半壊	約 4,100	約 51,000	約 4,100	約 51,000	約 4,100	約 51,000	約 4,100	約 51,000
津波	全壊	-	約 28,000	-	約 28,000	-	約 28,000	-	約 28,000
	半壊	-	約 31,000	-	約 31,000	-	約 29,000	-	約 32,000
山・崖崩れ	全壊	約 200	約 2,500	約 200	約 2,500	約 200	約 2,500	約 200	約 2,500
	半壊	約 400	約 5,800	約 400	約 5,800	約 400	約 5,800	約 400	約 5,800
火災	焼失	約 900	約 22,000	約 1,200	約 27,000	約 2,500	約 64,000	約 400	約 2,500
建物棟数		60,367	1,418,505	60,367	1,418,505	60,367	1,418,505	60,367	1,418,505
建物被害総数	全壊及び焼失	約 17,000	約 242,000	約 18,000	約 248,000	約 19,000	約 285,000	約 17,000	約 223,000
	半壊	約 13,000	約 255,000	約 13,000	約 253,000	約 13,000	約 244,000	約 13,000	約 260,000
建物被害率	全壊及び焼失	約 28%	約 17%	約 30%	約 17%	約 31%	約 20%	約 28%	約 16%
	半壊	約 22%	約 18%	約 22%	約 18%	約 22%	約 17%	約 22%	約 18%

「－」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし						予知あり	
		冬・深夜		夏・昼		冬・夕			
		藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県
地震動	全壊	約 2,600	約 179,000	約 2,600	約 179,000	約 2,600	約 179,000	約 2,600	約 179,000
	半壊	約 7,100	約 122,000	約 7,100	約 121,000	約 7,000	約 117,000	約 7,100	約 123,000
液状化	全壊	約 40	約 1,600	約 40	約 1,600	約 40	約 1,600	約 40	約 1,600
	半壊	約 200	約 5,700	約 200	約 5,700	約 200	約 5,500	約 200	約 5,700
人工造成地	全壊	約 20	約 16,000	約 20	約 16,000	約 20	約 16,000	約 20	約 16,000
	半壊	約 70	約 47,000	約 70	約 47,000	約 70	約 47,000	約 70	約 47,000
津波	全壊	-	約 28,000	-	約 28,000	-	約 28,000	-	約 28,000
	半壊	-	約 35,000	-	約 35,000	-	約 34,000	-	約 35,000
山・崖崩れ	全壊	約 100	約 2,100	約 100	約 2,100	約 100	約 2,100	約 100	約 2,100
	半壊	約 200	約 5,000	約 200	約 5,000	約 200	約 5,000	約 200	約 5,000
火災	焼失	約 10	約 11,000	約 10	約 14,000	約 400	約 35,000	約 10	約 4,500
建物棟数		60,367	1,418,505	60,367	1,418,505	60,367	1,418,505	60,367	1,418,505
建物被害総数	全壊及び焼失	約 2,700	約 238,000	約 2,700	約 240,000	約 3,100	約 262,000	約 2,700	約 231,000
	半壊	約 7,600	約 214,000	約 7,600	約 213,000	約 7,500	約 208,000	約 7,600	約 216,000
建物被害率	全壊及び焼失	約 4%	約 17%	約 4%	約 17%	約 5%	約 18%	約 4%	約 16%
	半壊	約 13%	約 15%	約 13%	約 15%	約 12%	約 15%	約 13%	約 15%

「－」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし						予知あり	
		冬・深夜		夏・昼		冬・夕			
		藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県
地震動	全壊	約 6,400	約 191,000	約 6,400	約 191,000	約 6,400	約 191,000	約 6,400	約 191,000
	半壊	約 9,600	約 178,000	約 9,600	約 177,000	約 9,400	約 168,000	約 9,700	約 181,000
液状化	全壊	約 40	約 1,800	約 40	約 1,800	約 40	約 1,800	約 40	約 1,800
	半壊	約 200	約 5,900	約 200	約 5,800	約 200	約 5,600	約 200	約 6,000
人工造成地	全壊	約 300	約 17,000	約 300	約 17,000	約 300	約 17,000	約 300	約 17,000
	半壊	約 1,000	約 50,000	約 1,000	約 50,000	約 1,000	約 50,000	約 1,000	約 50,000
津波	全壊	-	約 26,000	-	約 26,000	-	約 26,000	-	約 26,000
	半壊	-	約 30,000	-	約 29,000	-	約 27,000	-	約 31,000
山・崖崩れ	全壊	約 100	約 2,700	約 100	約 2,700	約 100	約 2,700	約 100	約 2,700
	半壊	約 300	約 6,300	約 300	約 6,300	約 300	約 6,300	約 300	約 6,300
火災	焼失	約 300	約 19,000	約 400	約 24,000	約 1,400	約 66,000	約 10	約 2,200
建物棟数		60,367	1,418,505	60,367	1,418,505	60,367	1,418,505	60,367	1,418,505
建物被害総数	全壊及び焼失	約 7,200	約 257,000	約 7,300	約 262,000	約 8,300	約 304,000	約 6,900	約 240,000
	半壊	約 11,000	約 270,000	約 11,000	約 268,000	約 11,000	約 257,000	約 11,000	約 274,000
建物被害率	全壊及び焼失	約 12%	約 18%	約 12%	約 18%	約 14%	約 21%	約 11%	約 17%
	半壊	約 18%	約 19%	約 18%	約 19%	約 18%	約 18%	約 18%	約 19%

「－」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

3 人的被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目		被害区分	予知なし						予知あり					
			冬・深夜		夏・昼		冬・夕		冬・深夜		夏・昼		冬・夕	
			藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県
建物倒壊 (うち屋内転倒物・ 屋内落下物)		死者数	約 300 (約 50)	約 5,500 (約 700)	約 100 (約 30)	約 2,700 (約 500)	約 300 (約 40)	約 4,300 (約 500)	約 100 (約 10)	約 1,600 (約 100)	約 40 (約 10)	約 800 (約 100)	約 70 (約 10)	約 1,200 (約 100)
		重傷者数	約 1,600 (約 200)	約 19,000 (約 2,600)	約 2,600 (約 100)	約 30,000 (約 2,100)	約 1,600 (約 100)	約 19,000 (約 1,600)	約 500 (約 40)	約 5,300 (約 600)	約 700 (約 30)	約 8,700 (約 500)	約 500 (約 20)	約 5,500 (約 400)
		軽傷者数	約 3,300 (約 600)	約 49,000 (約 9,700)	約 3,100 (約 500)	約 52,000 (約 7,800)	約 2,600 (約 500)	約 42,000 (約 7,600)	約 1,000 (約 100)	約 14,000 (約 2,100)	約 900 (約 100)	約 15,000 (約 1,700)	約 700 (約 100)	約 12,000 (約 1,700)
		死者数	-	約 65,000	-	約 31,000	-	約 35,000	-	約 11,000	-	約 7,200	-	約 8,300
津波	早期避難率高 ＋呼びかけ	重傷者数	-	約 2,300	-	約 900	-	約 1,100	-	約 500	-	約 300	-	約 300
		軽傷者数	-	約 4,500	-	約 1,800	-	約 2,000	-	約 900	-	約 600	-	約 600
		死者数	-	約 95,000	-	約 62,000	-	約 72,000	-	約 11,000	-	約 7,200	-	約 8,300
	早期避難率低	重傷者数	-	約 4,000	-	約 2,500	-	約 2,900	-	約 500	-	約 300	-	約 300
		軽傷者数	-	約 7,700	-	約 4,800	-	約 5,500	-	約 900	-	約 600	-	約 600
		死者数	約 20	約 200	約 10	約 90	約 10	約 200	-	約 30	-	約 10	-	約 20
山・崖崩れ	重傷者数	約 10	約 100	-	約 60	約 10	約 100	-	約 20	-	約 10	-	約 10	
	軽傷者数	約 10	約 100	-	約 60	約 10	約 100	-	約 20	-	約 10	-	約 10	
	死者数	約 30	約 800	約 10	約 500	約 50	約 2,000	-	約 30	-	約 10	-	約 20	
火災	重傷者数	約 20	約 400	約 20	約 600	約 40	約 1,300	約 10	約 50	約 10	約 50	約 10	約 50	
	軽傷者数	約 40	約 1,100	約 50	約 1,500	約 100	約 3,500	約 20	約 100	約 20	約 100	約 20	約 100	
	死者数	-	-	-	約 10	-	約 20	-	-	-	-	-	-	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	重傷者数	-	約 10	-	約 100	約 10	約 200	-	-	-	約 10	-	約 10	
	軽傷者数	-	約 10	約 10	約 200	約 10	約 400	-	-	-	約 10	-	約 20	
	死者数	約 400	約 72,000	約 200	約 34,000	約 300	約 42,000	約 100	約 13,000	約 40	約 8,000	約 80	約 9,600	
死傷者数合計	早期避難 率高 +呼びかけ	重傷者数	約 1,700	約 21,000	約 2,600	約 32,000	約 1,700	約 22,000	約 500	約 5,900	約 800	約 9,000	約 500	約 5,900
		軽傷者数	約 3,400	約 55,000	約 3,100	約 55,000	約 2,700	約 48,000	約 1,000	約 15,000	約 900	約 16,000	約 800	約 13,000
		死者数	約 400	約 102,000	約 200	約 65,000	約 300	約 78,000	約 100	約 13,000	約 40	約 8,000	約 80	約 9,600
	早期避難 率低	重傷者数	約 1,700	約 23,000	約 2,600	約 33,000	約 1,700	約 24,000	約 500	約 5,900	約 800	約 9,000	約 500	約 5,900
		軽傷者数	約 3,400	約 58,000	約 3,100	約 58,000	約 2,700	約 52,000	約 1,000	約 15,000	約 900	約 16,000	約 800	約 13,000
		地震動	約 1,700	約 32,000	約 1,200	約 27,000	約 1,400	約 29,000	約 500	約 9,100	約 350	約 7,900	約 400	約 8,300
自力脱出困難者数・ 要救助者数		津波	-	約 23,000	-	約 33,000	-	約 26,000	-	約 2,700	-	約 3,800	-	約 3,000

「ー」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約 13,000 人（早期避難率高+呼びかけ）～約 29,000 人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目		被害区分	予知なし						予知あり					
			冬・深夜		夏・昼		冬・夕		冬・深夜		夏・昼		冬・夕	
			藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県
建物倒壊 (うち屋内転倒物・ 屋内落下物)		死者数	約 40 (約 10)	約 7,800 (約 700)	約 20 (約 600)	約 4,100 (約 600)	約 30 (約 600)	約 6,200 (約 600)	約 10 (約 200)	約 2,200 (約 200)	- (約 100)	約 1,200 (約 100)	約 10 (約 100)	約 1,800 (約 100)
		重傷者数	約 300 (約 30)	約 19,000 (約 2,500)	約 700 (約 20)	約 35,000 (約 2,100)	約 300 (約 10)	約 21,000 (約 1,700)	約 80 (約 10)	約 5,600 (約 500)	約 200 (約 500)	約 10,000 (約 500)	約 100 (約 400)	約 6,100 (約 400)
		軽傷者数	約 1,400 (約 100)	約 42,000 (約 9,700)	約 1,300 (約 90)	約 52,000 (約 7,800)	約 1,100 (約 90)	約 38,000 (約 7,600)	約 400 (約 30)	約 12,000 (約 2,100)	約 400 (約 20)	約 15,000 (約 1,700)	約 300 (約 20)	約 11,000 (約 1,700)
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	-	約 66,000	-	約 31,000	-	約 36,000	-	約 11,000	-	約 7,200	-	約 8,400
		重傷者数	-	約 2,300	-	約 900	-	約 1,100	-	約 500	-	約 300	-	約 300
		軽傷者数	-	約 4,500	-	約 1,800	-	約 2,100	-	約 900	-	約 600	-	約 600
	早期避難率低	死者数	-	約 96,000	-	約 62,000	-	約 72,000	-	約 11,000	-	約 7,200	-	約 8,400
		重傷者数	-	約 4,000	-	約 2,500	-	約 2,900	-	約 500	-	約 300	-	約 300
		軽傷者数	-	約 7,700	-	約 4,800	-	約 5,500	-	約 900	-	約 600	-	約 600
山・崖崩れ		死者数	約 10	約 200	-	約 80	約 10	約 100	-	約 20	-	約 20	-	約 20
		重傷者数	約 10	約 100	-	約 50	-	約 90	-	約 10	-	約 10	-	約 10
		軽傷者数	約 10	約 100	-	約 50	-	約 90	-	約 10	-	約 10	-	約 10
火災		死者数	-	約 1,500	-	約 1,000	-	約 3,400	-	約 200	-	約 100	-	約 100
		重傷者数	-	約 300	-	約 400	約 10	約 900	-	約 100	-	約 100	-	約 100
		軽傷者数	-	約 700	-	約 1,000	約 10	約 2,200	-	約 300	-	約 300	-	約 300
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	-	-	-	約 10	-	約 10	-	-	-	-	-	-
		重傷者数	-	-	-	約 70	-	約 100	-	-	-	-	-	約 10
		軽傷者数	-	約 10	-	約 200	-	約 300	-	-	-	約 10	-	約 20
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 50	約 75,000	約 20	約 36,000	約 40	約 46,000	約 10	約 14,000	約 10	約 8,500	約 10	約 10,000
		重傷者数	約 300	約 22,000	約 700	約 37,000	約 300	約 23,000	約 80	約 6,200	約 200	約 11,000	約 100	約 6,600
		軽傷者数	約 1,500	約 47,000	約 1,300	約 55,000	約 1,200	約 43,000	約 400	約 13,000	約 400	約 16,000	約 300	約 12,000
	早期避難率低	死者数	約 50	約 105,000	約 20	約 67,000	約 40	約 82,000	約 10	約 14,000	約 10	約 8,500	約 10	約 10,000
		重傷者数	約 300	約 24,000	約 700	約 38,000	約 300	約 25,000	約 80	約 6,200	約 200	約 11,000	約 100	約 6,600
		軽傷者数	約 1,500	約 50,000	約 1,300	約 58,000	約 1,200	約 46,000	約 400	約 13,000	約 400	約 16,000	約 300	約 12,000
自力脱出困難者数・ 要救助者数		地震動	約 200	約 50,000	約 100	約 49,000	約 200	約 48,000	約 60	約 14,000	約 30	約 14,000	約 60	約 14,000
		津波	-	約 23,000	-	約 33,000	-	約 26,000	-	約 2,700	-	約 3,800	-	約 3,000

「ー」：被害わずか

注) ・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約 13,000 人（早期避難率高＋呼びかけ）～約 29,000 人（早期避難率低）
※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】（単位：人）

項目		被害区分	予知なし						予知あり					
			冬・深夜		夏・昼		冬・夕		冬・深夜		夏・昼		冬・夕	
			藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県	藤枝市	静岡県
建物倒壊 (うち屋内転倒物・ 屋内落下物)		死者数	約 70 (約 20)	約 6,000 (約 700)	約 30 (約 10)	約 3,000 (約 500)	約 50 (約 10)	約 4,700 (約 500)	約 20 —	約 1,700 (約 200)	約 10 —	約 900 (約 100)	約 20 —	約 1,400 (約 100)
		重傷者数	約 700 (約 70)	約 21,000 (約 2,700)	約 1,100 (約 50)	約 34,000 (約 2,200)	約 700 (約 40)	約 21,000 (約 1,700)	約 200 (約 20)	約 5,900 (約 600)	約 300 (約 10)	約 9,700 (約 500)	約 200 (約 10)	約 6,100 (約 400)
		軽傷者数	約 2,300 (約 300)	約 53,000 (約 10,000)	約 1,800 (約 200)	約 55,000 (約 8,300)	約 1,700 (約 200)	約 45,000 (約 8,100)	約 700 (約 60)	約 15,000 (約 2,200)	約 500 (約 40)	約 16,000 (約 1,800)	約 500 (約 40)	約 13,000 (約 1,800)
津波	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	—	約 65,000	—	約 31,000	—	約 36,000	—	約 11,000	—	約 7,200	—	約 8,300
		重傷者数	—	約 2,300	—	約 900	—	約 1,100	—	約 500	—	約 300	—	約 300
		軽傷者数	—	約 4,500	—	約 1,800	—	約 2,100	—	約 900	—	約 600	—	約 600
	早期避難率低	死者数	—	約 95,000	—	約 62,000	—	約 72,000	—	約 11,000	—	約 7,200	—	約 8,300
		重傷者数	—	約 4,000	—	約 2,500	—	約 2,900	—	約 500	—	約 300	—	約 300
		軽傷者数	—	約 7,700	—	約 4,800	—	約 5,500	—	約 900	—	約 600	—	約 600
山・崖崩れ		死者数	約 10	約 200	—	約 100	約 10	約 200	—	約 30	—	約 10	—	約 20
		重傷者数	約 10	約 200	—	約 60	約 10	約 100	—	約 20	—	約 10	—	約 10
		軽傷者数	約 10	約 200	—	約 60	約 10	約 100	—	約 20	—	約 10	—	約 10
火災		死者数	—	約 600	—	約 400	約 10	約 1,600	—	約 40	—	約 20	—	約 30
		重傷者数	—	約 400	約 10	約 500	約 20	約 1,300	—	約 50	—	約 50	—	約 50
		軽傷者数	約 10	約 900	約 10	約 1,300	約 50	約 3,400	—	約 100	—	約 100	—	約 100
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死者数	—	—	—	約 10	—	約 20	—	—	—	—	—	—
		重傷者数	—	約 10	—	約 100	—	約 200	—	—	—	約 10	—	約 10
		軽傷者数	—	約 20	—	約 200	約 10	約 400	—	—	—	約 10	—	約 20
死傷者数合計	早期避難 率高 +呼びかけ	死者数	約 90	約 72,000	約 40	約 34,000	約 70	約 42,000	約 20	約 13,000	約 10	約 8,100	約 20	約 9,700
		重傷者数	約 700	約 23,000	約 1,100	約 35,000	約 700	約 24,000	約 200	約 6,400	約 300	約 10,000	約 200	約 6,500
		軽傷者数	約 2,400	約 58,000	約 1,800	約 59,000	約 1,800	約 51,000	約 700	約 16,000	約 500	約 17,000	約 500	約 14,000
	早期避難 率低	死者数	約 90	約 102,000	約 40	約 65,000	約 70	約 78,000	約 20	約 13,000	約 10	約 8,100	約 20	約 9,700
		重傷者数	約 700	約 25,000	約 1,100	約 37,000	約 700	約 26,000	約 200	約 6,400	約 300	約 10,000	約 200	約 6,500
		軽傷者数	約 2,400	約 62,000	約 1,800	約 62,000	約 1,800	約 55,000	約 700	約 16,000	約 500	約 17,000	約 500	約 14,000
自力脱出困難者数・ 要救助者数		地震動	約 400	約 33,000	約 300	約 29,000	約 300	約 30,000	約 120	約 9,500	約 100	約 8,400	約 100	約 8,800
		津波	—	約 23,000	—	約 33,000	—	約 26,000	—	約 2,700	—	約 3,800	—	約 3,000

「—」：被害わずか

注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人（早期避難率高＋呼びかけ）～約30,000人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 計画作成の主旨

市及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

第2節 計画の内容

市、消防機関、県の機関、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 市

- (1) 地震等対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導その他住民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
(対策計画については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の存する市に限る)
- (8) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 避難の指示に関する事項
- (10) 消防、水防、その他の応急措置
- (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (12) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (13) 緊急輸送手段の確保
- (14) 食料、医薬品、その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (15) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

2 消防機関（志太広域事務組合志太消防本部 以下「志太消防本部」という。）

- (1) 消防施設、消防本部体制の整備
- (2) 救助及び救急体制、施設の整備
- (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督
- (4) 消防知識の啓発、普及
- (5) 火災発生時の消火活動
- (6) 水防活動における救助、救急に関すること
- (7) 被災者の救助、救援
- (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) その他地震災害拡大防止のための措置

3 静岡県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備

- (3) 自主防災組織の育成指導その他、その他県民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導
- (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品、その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

4 静岡県警察（藤枝警察署）

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の受理及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報等の広報
- (3) 危険区域への立入規制及び警備
- (4) 犯罪の予防、交通規制等社会秩序の維持
- (5) 避難状況等に関する情報の収集
- (6) 行方不明者の搜索、死体の検視

5 指定地方行政機関

- (1) 総務省東海総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
 - エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
 - オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
 - カ 非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
 - ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整
 - イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
- (3) 厚生労働省静岡労働局（島田労働基準監督署）
 - ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導
 - イ 事業場の被災状況の把握
- (4) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
 - 食糧需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

- (5) 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、静岡国道事務所）
管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
- ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - イ 初動対応
地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
 - ウ 応急復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
- (6) 国土地理院中部地方測量部
- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
 - ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
 - エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (7) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
- ア 知事に対して速やかに南海トラフ地震に関する情報の通報を行うこと
 - イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通知並びに解説
 - ウ 地震観測施設の整備並びに観測機器の保守
 - エ 地震に関する啓蒙活動並びに防災訓練に対する協力
 - オ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること。
- (8) 環境省関東地方環境事務所
- ア 有害物質発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (9) 環境省中部地方環境事務所
- 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (10) 防衛省南関東防衛局
- ア 所管財産使用に関する連絡調整
 - イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 指定公共機関

- (1) 日本郵便(株)藤枝郵便局
 - ア 郵便事業の運営に関すること
 - イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
 - ウ 施設等の被災防止に関すること
 - エ 利用者の避難誘導に関すること
- (2) 日本赤十字社（静岡県支部）
 - ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
 - イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - ウ 被災者に対する救援物資の配布
 - エ 義援金の募集
 - オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - カ その他必要な事項
- (3) 日本放送協会（静岡放送局）
 - ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上
 - イ 臨時ニュースの実施等、編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること
 - ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
 - エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設及び設備の整備をすすめること
- (4) 中日本高速道路株式会社（東京支社静岡保全・サービスセンター）
 - ア 交通対策に関すること
 - イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
- (5) 東海旅客鉄道株式会社（藤枝駅）、日本貨物鉄道株式会社
 - ア 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達
 - イ 列車の運転規制措置
 - ウ 旅客の避難、救護
 - エ 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - カ 施設等の整備
- (6) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）
 - ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保
 - イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況の広報
 - ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
- (7) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
 - ア LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送
- (8) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - ア 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- (9) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社
 - ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
 - イ 復旧資機材等の整備
 - ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (10) KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - ア 重要な通信を確保するために必要な措置の実施

- (11) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
 - ア 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (12) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - ア 災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
 - イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

7 指定地方公共機関

- (1) 東海ガス株式会社（藤枝本部）
 - ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
 - イ 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保
 - ウ 施設設備の耐震予防対策の実施
 - エ 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
- (2) 一般社団法人静岡県L P ガス協会（中部支部藤枝地区支部）
 - ア 需要家に対するL P ガスによる災害の予防広報
 - イ 協会加入事務所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
 - ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事務所の施設の点検等災害防止措置の実施
 - エ 燃料の確保に関する協力
 - オ 協会加入事務所に被害状況調査及び応急復旧
- (3) しずてつジャストライン株式会社（岡部営業所）
 - ア 従業員に対する教育及び地震防災訓練の実施
 - イ 通行路線の危険箇所及び車両避難地の調査
 - ウ 車両通行状況の広報及び滞留旅客の避難誘導
 - エ 通行中の車両に対する情報の収集
 - オ 車両の通行中止及び乗客の避難誘導
- (4) 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会
 - ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (5) 民間放送機関
 - ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及
 - イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時における必要に応じた特別番組の編成、南海トラフ地震臨時情報、地震情報その他地震に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況の放送
 - ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
- (6) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
 - ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
- (7) 一般社団法人静岡県警備業協会
 - ア 災害時の道路、交差点での交通整理支援
- (8) 大井川土地改良区
 - ア 災害予防
 - 所管施設の耐震性の確保

- イ 南海トラフ地震臨時情報発表時
関係機関等に対する用水状況の情報提供
- ウ 応急・復旧
 - (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 所管施設の緊急点検
 - (ウ) 農業用水及び非常用用水の確保
- (9) 公益社団法人静岡県栄養士会
 - ア 要配慮者(※)等への食料品の提供に関する協力
 - イ 指定避難所における健康相談に関する協力
 - (※) 要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者
- (10) 一般社団法人静岡県建設業協会
 - ア 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (11) 富士山静岡空港株式会社
 - ア 緊急事態を想定した訓練の実施
 - イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置
 - ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等
 - エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

8 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動
- (2) 海上自衛隊横須賀地方総監部
 - ア 災害時における人命保護のための救助
 - イ 災害時における応急復旧活動
- (3) 航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)
 - ア 災害時における人命保護のための救助
 - イ 災害時における応急復旧活動

9 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

- (1) 地震防災訓練
- (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
- (3) 従業員等に対する防災教育及び広報
- (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
- (5) 防災組織の整備
- (6) 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達
- (7) 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
- (8) 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置
- (9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市が行う防災活動に協力するものとする。

- (1) 一般社団法人志太医師会
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - イ 検案時の協力
- (2) 一般社団法人藤枝歯科医師会

- ア 検案時の協力
- イ 医療救護施設等における医療救護活動の実施
- (3) 一般社団法人藤枝薬剤師会、藤枝薬業組合
 - ア 災害時における医薬品の調達及び供給に関する協力
- (4) 藤枝商工会議所
 - ア 藤枝市が行なう商工業関係の被害調査についての協力
 - イ 災害時の物価安定についての協力
 - ウ 救済用物資、復旧資機材等の確保についての協力
- (5) 大井川農業協同組合
 - ア 災害時における緊急物資の調達及び供給に関する協力

11 自主防災組織

- (1) 藤枝市の実施する被害調査、応急対応についての協力
- (2) 住民に対する情報の連絡、収受
- (3) 避難誘導、指定避難所の運営に関する協力
- (4) 被災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資の配分に関する協力

第2編 平常時対策

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時に、市、市民及び防災関係機関が的確な防災対策を講じられるよう、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1章 防災思想の普及

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第12節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

第2章 自主防災活動

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第18節「自主防災組織の育成」及び第19節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。)

第3章 地震防災訓練の実施

第1節 計画作成の主旨

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努める。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第2節 訓練の内容と実施方法

市は、総合防災訓練及び地域防災訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、要配慮者に対する避難誘導、救出・救助、自主防災組織や事業所等との連携による防災活動等、地域の特性に配慮して実施するものとする。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

1 総合防災訓練

- ア 職員の動員
- イ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集・伝達
- ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報
- エ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定
- オ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- カ 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- キ 消防、水防活動
- ク 救出・救助
- ケ 避難生活
- コ 道路啓開
- サ 応急復旧
- シ 救援物資の準備及び輸送

ス 図上訓練等

2 地域防災訓練

- (1) 12 月第 1 日曜日の「地域防災の日」は、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。
- (2) この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

3 個別防災訓練

総合防災訓練の基礎訓練として、職員の動員訓練等の重点事項について個別に訓練を行う。

また、市災害対策本部、各部・班、各施設等は、それぞれ所掌する防災業務についての訓練を行う。

(1) 情報の収集伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時の災害対策の基本は、情報の正確かつ迅速な収集及び伝達であるので、県その他防災関係機関及び自主防災組織と協力して訓練を行う。

ア 市と県及び防災関係機関との情報の収集伝達訓練

イ 市災害対策本部並びに各地区防災拠点、指定避難所及び自主防災組織との情報の収集伝達訓練

(2) 職員の動員訓練

次の各段階について、交通機関、交通手段の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加味して訓練を実施する。

なお、職員の動員訓練にあたっては、警戒本部及び市災害対策本部の設置、各部各班の対策の確認又は検討、防災教育を併せて行うよう留意する。

ア 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき

イ 南海トラフ地震臨時情報が発表されないまま、地震が発生したとき

(3) 防災資機材取り扱い訓練

職員を対象に定期的に浄水機、仮設トイレ、発電機、可搬ポンプの取扱訓練等を実施する。

4 県の実施する訓練への参加

「大規模地震対策特別措置法」第 32 条の規定に基づき県が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。

5 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、それぞれが定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。

訓練の重点事項は次のとおりである。

地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

ア 情報の収集及び伝達

イ 避難誘導

ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検

エ その他施設、事業の特性に応じた事項

個別事項

各防災関係機関が計画に定めた事項

第4章 地震災害の予防対策の推進

第1節 計画作成の主旨

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震による火災や建築物等の倒壊等による、災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。

市は、令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」の後継となる「地震・津波対策アクションプログラム2023」を策定し、これまでの10年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、県内市町と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。

業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

第2節 緊急消防援助隊の受援体制

志太消防本部は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

第3節 消防用施設の整備

市及び県は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

- 1 消防団による避難誘導のための拠点施設
- 2 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- 3 志太消防本部が管理する消防施設のうち耐震改修が必要であるもの。
- 4 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- 5 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両及び資機材
- 6 消防救急デジタル無線又は高機能指令センター
- 7 その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

第4節 火災の予防対策

南海トラフ地震発生時には、特に市街地における火災の同時多発が予想され、状況によっては大火災に拡大する可能性があることから、警戒宣言発令時はもちろんのこと、日頃から火気その他出火危険のある物の取り扱いについて、管理状況等を整備し、応急対策を円滑に講ずる体制を確保する必要がある。

このため市、志太消防本部、防災関係機関、事業所等の管理者及び住民が一体となって火災予防の徹底を図るものとする。

1 一般家庭等における対策

(1) 燃料を使用する器具の対策

ア 石油ストーブ：「志太広域事務組合火災予防条例」第18条による耐震装置付を使用する。

イ LPガス：容器の転倒防止策を講ずるとともに耐震遮断装置及びガス漏れ警報器の設

置に努める。また、外出等不在となる場合は元栓を閉止する。

ウ 都市ガス：耐震遮断装置及びガス漏れ警報器の設置に努める。また、外出等不在となる場合は元栓を閉止する。

エ 石油バーナー：燃料タンクは転倒防止のため固定し、長時間使用しない場合は元栓を閉止する。

(2) その他の出火危険のある物品の対策

引火性・着火性の高い缶入りの石油類等、ベンジン、エアゾール缶、卓上コンロ用ボンベ、アルコール（消毒用、燃料用）、ガソリン、塗料溶剤、農薬類等は、その保管場所を検討し、加熱、転倒、落下等により出火することのない措置を講ずるとともに、保管量は常に最小限度とする。

(3) 不燃化対策

火気を取り扱う器具の周囲は不燃化に努め、付近の可燃物を整理整頓し、特に火気の上にある可燃性物品を除去する。

(4) 住宅用防災機器を設置し、火災の早期発見及び初期消火の迅速化を図り、人命被害を防止する。

(5) 感震ブレーカーを設置し、電気器具等からの出火、又は電気復旧時に断線した電気コード等からの出火を防止し、延焼火災を防ぐことで、火災被害を大きく軽減する。なお、予算の範囲において、設置費用の一部助成を行ない、感震ブレーカーの普及に努めるものとする。

2 工場・事業所等における対策

工場・事業所等において地震防災応急計画を作成する者は、その計画に基づき対策を講ずるほか、各工場・事業所等が加盟する協会等の指針に基づき対策を講ずるものとする。また、その他の工場、事業所等については、それぞれの計画に基づき対策を講ずるものとする。

(1) 燃焼器具の対策

法令の基準に従い維持管理するほか、地震時に自動的に消火する装置の設置等、出火危険の防止に努める。

(2) 出火危険物品等の対策

法令の基準に従い管理するほか、大規模地震を想定し、設置場所等保管場所の点検と必要な改善補強等を行うとともに、それぞれの物品の性状にあった管理を行う。

また、規制対象に満たない研究室等における微量の物品等についても、地震対策上必要な管理を行う。

(3) 都市ガス対策

雑居ビル等における点検を強化し、ガス漏れ警報器の設置、通報体制の整備、耐震遮断装置の設置等ガス漏れ対策を講ずる。

3 危険物製造所等における対策

次に掲げる製造所等は、消防法で定める技術上の基準のほか「危険物製造所等の地震対策指針」により、その業態に応じ危険物施設やその付帯設備等の耐震性を検討し、必要な改善、補強あるいは管理を行い、災害発生の防止に努める。

(1) 製造所、一般取扱所

(2) 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所

(3) 給油取扱所、地下タンク貯蔵所

(4) その他の製造所等

4 高圧ガス施設の安全対策（LPガスを含む。）

高圧ガス貯槽等及びその付帯設備について耐震性を検討し、必要な補強等をすすめるとともに、緊急遮断弁の感震装置の付設に努め、ガス漏洩による災害の発生の防止に努める。

特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。

5 LPガス消費設備の安全対策

LPガス容器については、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付けを促進する。

6 その他施設の対策

(1) 不特定多数の者を収容する施設について

雑居ビル、旅館等の不特定多数の人を収容する施設における出火防止対策について、研修会等を開催し、また、立入り検査によって個別指導を実施する。

(2) 病院等、要配慮者を収容する施設について

病院等、要配慮者を収容する施設における出火対策について、講習会や立入り検査によって徹底指導する。

第5節 建築物等の耐震対策

建築物等の耐震性を向上させ、また、建築物等に起因する災害を防止するため、指導する。

1 建築主等が行う耐震対策

建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

(1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

(2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。

2 市が行う耐震対策

市は次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

(1) 市民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強の必要性を啓発する。

(2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。

(3) 指定避難所等となる公共建築物の耐震診断及び耐震補強を促進する。

(4) 建築主及び建築設計者等に対する啓発。

ア 新築建築物

「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備の地震対策指針」等による設計及び工事監理等の徹底。

イ 「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「既存鉄骨造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「静岡県建築構造設計指針」等による耐震診断及び耐震補強。

ウ 建築設備

「建築設備の地震対策指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強。

(5) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。

(6) 耐震化以外の命を守る対策

耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知し、補助制度の促進を図る。

3 公共建築物の耐震化

市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

4 コンピュータの安全対策

市は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施について啓発を行う。

5 家具の転倒防止

市は、市民に対し、タンス・食器棚・ピアノ・テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、市民に対する啓発と指導を行なう。

また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について、安全対策の実施を指導する。

6 ブロック塀

市は、民間のブロック塀について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。

7 ガラスの飛散防止

学校、保育園、集会場等多数の人が出入する施設及び不特定多数の人が通行する市街地の道路等に面する建築物のガラス及び家庭内のガラス戸、戸棚等の安全対策の実施を指導する。

8 供給ライフラインの耐震化

ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。

災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

第6節 被災建築物等に対する安全対策

市は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

市長は、地震等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

第7節 地盤災害の予防対策

市及び県は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止に対して啓発指導を行い、必要な対策を講ずる。

区 分	内 容
山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。

液状化対策の推進	液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。
大規模盛土造成地対策の推進	地震時に滑動崩壊の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

- 土石流危険渓流一覧表（資料編 9-5）
- 地すべり危険箇所等一覧表（資料編 9-6）
- 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（資料編 9-7）
- 土砂災害警戒区域等の指定状況（資料編 9-8）

第8節 落下倒壊危険物対策

地震の発生により、道路上及びその周辺の構造物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強等を行う。また、市は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

落下倒壊危険物対策一覧表

物 件 名	措 置 等
横 断 歩 道 橋	耐震診断を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道 路 標 識 、 交 通 信 号 機 等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電 柱 ・ 街 路 灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
ア ー ケード、 バ ス 停 上 屋 等	・新設については、安全性を厳密に審査する。 ・既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 ・設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看 板 、 広 告 物	・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 ・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。 ・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブ ロ ッ ク 塀	・既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。 ・新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天 井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガ ラ ス 窓 等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自 動 販 売 機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹 木 、 煙 突	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

第9節 危険予想地域における災害の予防

市は、地震等による災害を未然に防止し、発生時に備えるため、市内の危険予想地区を洗い出すとともに、当該地区に対する予防措置の強化を図る。

1 避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

区 分	内 容
要避難地区の指定	市長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。 ■要避難地区の設定状況等（資料編9-18）
避難対象地区の指定	市長は、警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
指定緊急避難場所、避難路の指定	市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための指定緊急避難場所、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、指定緊急避難場所を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、避難先、幹線避難路等を指定する。
指定避難所の指定	市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、指定避難所を指定する。

2 平常時に実施する災害予防措置

- (1) 市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、指定避難所等、避難路、避難施設等、避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。
- (2) 要避難地区のうち、山・がけ崩れの危険予想地域等に関しては、次の予防措置を講ずる。
 - ア 市及び県は協力して、過去の山・がけ崩れの災害事例、現況調査を参考に、危険地図を作成し、住民に適切な方法で広報・周知するとともに、巡回監視に努める。
 - イ 市長は、地域の実情に即した方法により、当該地区を避難対象地区として指定するとともに当該地区の住民に対して、その危険性を周知する。
 - ウ 市は、警戒宣言が発令された場合には、住民に対し、直ちに危険箇所から離れ、指定緊急避難場所へ避難する等、地域の実情に応じたとるべき行動について周知徹底に努める。
 - エ 市長は、当該地区において立ってられないほどの強い地震が発生した場合には、住民に対し、即刻危険箇所から離れ、指定避難所へ避難する等の地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

第10節 被災者の救出活動対策

市は、建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

実施主体	内 容
市	ア 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 イ 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進 ウ 救出技術の教育、救出活動の指導 エ 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備
自主防災組織、事業所等	ア 救出技術、救出活動の習得 イ 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第 11 節 要配慮者の支援

市は、要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策編 第 2 章第21節「要配慮者支援計画」に準ずる。

第 12 節 生活の確保

市は、警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

1 食料及び生活必需品の確保

実施主体	内 容
市	ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄 イ 市内における緊急物資流通在庫調査の実施 ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄 エ 市内における緊急物資の調達及び配分計画の策定 オ 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討 カ 市民が実施する緊急物資確保対策の指導 キ 給食計画の策定
市民	ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄 イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備 ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進 エ 緊急物資の共同備蓄の推進

2 飲料水の確保

実施主体	内 容
市	ア 復旧資材の備蓄を行う。 イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。 ウ 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに貯水槽を設置する。 エ 工事業者等との協力体制を確立する。 ■水道災害時の資材調達に関する協定（資料編 5-27） ■水道災害時の協力に関する協定（資料編 5-38）

市民	ア 家庭における貯水 (ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保 (ア) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。 (ウ) ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要なとされる資機材等を整備する。
----	---

3 燃料の確保

(重要施設の管理者等の行う措置は共通対策編第2章第25節「重要施設・ライフラインの機能保全等に関する計画」に準ずる。)

■災害救助に必要な物資の調達に関する協定(資料編5-25)

■災害時における燃料の供給の協力に関する協定(資料編5-26)

4 医療救護

実施主体	内 容
市	ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、市医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。 イ 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。 ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。 エ 救護班(DMAT等医療チーム)の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 オ 家庭救護の普及を図る。 ■救護所別救急医療セット(エマジン)保管場所一覧表(資料編4-9) ■災害時の医療救護活動に関する協定(資料編5-48-1~3) ■災害時医療薬品等の調達についての協定(資料編5-49)
自主防災組織	ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。
市民	ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。 イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。 ウ 献血者登録に協力する。

5 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
市	ア し尿処理及び防疫実施計画を作成する。 イ し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。 ウ 防疫用薬品の調達計画を作成する。 エ 住民が行う防疫の指導をする。 オ 指定避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

6 清掃活動

実施主体	内 容
市	ア 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。 イ 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。 ■清掃関連施設等一覧表（資料編 4-34）

7 指定避難所の設備及び資機材の配備又は準備

市は、指定避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

必要な設備及び資機材	
ア 通信機材	キ テント
イ 放送設備	ク 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）	ケ 防疫用資機材
エ 炊き出しに必要な機材及び燃料	コ 清掃用資機材
オ 給水用機材	サ 工具類
カ 物資の集積所	

■防災倉庫設置場所一覧表（資料編 4-1）

■防災倉庫別資機材・備蓄食料配備一覧表（資料編 4-2）

■防災拠点及びその他施設資機材等配備一覧表（資料編 4-3）

8 救援・救護のための標示

区 分	内 容
公共建築物・病院の屋上への番号標示	市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。 ■公共建物等番号標示一覧表（資料編 4-26）
孤立予想地域	県及び市は、孤立するおそれがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、促進する。

9 応急住宅

区 分	内 容
供給体制の整備	市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
体制の整備	市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。 ■応急仮設住宅建設予定地一覧表（資料編 4-32）

第 13 節 緊急輸送活動体制の整備

道路管理者は、発災後の道路上の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路管理者は国が作成する道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとし、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。

また、災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備のほか、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

- 災害時における応急対策業務に関する協定（資料編 5-39）
- 災害時における緊急協力に関する協定（資料編 5-37）

第 14 節 災害廃棄物の処理体制の整備

- 1 市は、災害廃棄物処理計画を定める。
- 2 市は、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

第 15 節 公共土木施設等の応急復旧

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

第 16 節 情報システムの整備

市は、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

第 17 節 緊急輸送用車両等の整備

市は、災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第 18 節 文化財等の耐震対策

市は、文化財建築物、文化財所蔵施設及び彫刻、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

- 指定文化財等一覧表（資料編 9-15）

必 要 な 対 策	
ア	文化財等の耐震措置の実施
イ	安全な公開方法、避難方法の設定
ウ	南海トラフ地震臨時情報発表時、南海トラフ地震発生時における連絡体制の事前整備
エ	地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
オ	文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
カ	地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

第 19 節 地震防災応急計画及び対策計画の作成

「大規模地震対策特別措置法」第 7 条で地震防災応急計画及び対策計画の作成を義務づけられている施設又は事業所は、当該計画を作成し、知事に届け出るとともに、その写しを市長に送付する。

第3編 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針を示す。

第1章 地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

- 1 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を予め除去又は軽減すること。
- 2 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。
- 3 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

第1節 防災業務施設の整備

1 消防用施設の整備及び消火用水対策

地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

また、河川、農業用排水施設（大井川用水など）等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

これらについては、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき施設等の整備を図る。

2 通信施設及び情報処理体制の整備

警戒宣言発令時及び地震発生時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するため必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。さらに、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

第2節 地域の防災構造化

1 指定緊急避難場所、指定避難所等の整備

市街地及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因の解消を図るため、指定緊急避難場所、指定避難所の整備を図る。

農山村においては、避難人口の規模に応じた指定緊急避難場所、指定避難所の整備を図る。

2 避難路の整備

多数の住民の安全な避難を確保するため、特に必要と認められる主要道路について、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

3 消防活動用道路の整備

人口密集地帯等で人家が連続し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防

活動の円滑化を図る。

4 老朽住宅密集市街地地震防災対策

地震発生時において、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、土地区画整理事業により、老朽建築物を除去し、基盤施設、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

第3節 緊急輸送路の整備

緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連結する道路及びその他の道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。

また、緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

第4節 防災上重要な建物の整備

病院や要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

区 分	内 容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校等施設の整備	児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図り、非常用電源の整備、ロッカー、書棚等の転倒防止、ガラス等の飛散防止等を講じ、生命の安全を図る。
不特定多数が利用する公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設等の整備	庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	・地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 ・地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

第5節 災害防止事業

地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）について防災施設の整備又は住宅の移転の促進を図る。

また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行なうなど整備の促進を図る。

第6節 災害応急対策用施設等の整備

1 飲料水、電源等を確保するための施設又は設備の整備

地震発生時において、飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策等の拠点施設等に飲料水、電源等を確保するための施設、設備及びトイレ施設の整備を図る。

2 備蓄倉庫の整備

地震災害時において、食料、生活必需品の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。

■防災倉庫設置場所一覧表（資料編4-1）

3 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

■救護所別救急医療セット（エマジン）保管場所一覧表（資料編4-9）

4 防災公園（都市公園）、道の駅、防災広場等の整備

地震災害時において、安全な避難先、火災の延焼防止空間、応急仮設住宅用地等避難活動の円滑化を図るため、身近な公園（街区公園）から大規模な公園（近隣公園）まで、防災機能を備えた都市公園（防災公園）の整備を図る。

また、地震災害時において、救援物資の中継場所、道路利用者の緊急避難先としての役割を担う「道の駅」の整備を図る。

さらに、大規模広域な災害時における対応を図るため、防災関係機関集結地として、大井川河川敷に防災広場の整備を図る。

5 緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第2章 地震対策緊急整備事業計画

東海地震による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和55年法律第63号、以下、「財特法」という。）に基づく地震対策整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間である。

第3章 地震防災緊急事業五箇年計画

東海地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業を実施する。

平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画に続き、平成17年度までは第2次五箇年計画、平成22年度までは第3次五箇年計画、平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を策定し、実施している。

第1節 地域防災の構造化等

避難路、指定緊急避難場所、指定避難所、延焼遮断帯、消防活動用道路、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等、骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽住宅密集市街地の解消等を図るため各事業者及び地元と調整を行いつつ、市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により地震に強い地域構造の形成を図る。

地震防災緊急事業5箇年計画

避難地（一次避難場所）の整備				
区 分	内 容			
事業の目的	地震災害時における近隣住民の円滑な避難及び救援・復旧活動の拠点を確保するため、避難地（一次避難場所）の整備を図る。			
整備の水準	既成市街地の区域及びその周辺の地域について、一次避難場所となる都市公園を整備する。			
事業 総括表	事業名	事業 主体	事業概要	概算事業費
	都市公園事業	市	近 隣 公 園：水 守 中 央 公 園 (A=1.07ha)1 か所 街区公園：水守東・水守西・水守南 公園（A=0.2ha）3 か所	363 百万円

消防用施設の整備消火用水対策	
区 分	内 容
事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防用施設及び消火用水の確保に必要な施設の整備を図る。
整備の水準	・「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。

事業 総括表	事業名	事業 主体	事業概要	概算事業費
	消防防災施設 整備事業	市	消防ポンプ自動車	121 百万円

第4編 南海トラフ地震臨時情報等への対応

第4-1編 南海トラフ地震臨時情報発表時

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、以下のとおり定める。

また、市は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討 静岡県版ガイドライン」等を参考に、事前避難対象地域等の住民の避難に関する事項等を地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

第1章 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

- ・ 市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、「藤枝市職員配備体制」に基づき「情報収集体制」をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行うものとする。
- ・ 関係所属の組織体制、情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第6節 災害情報の収集及び報告計画」及び「地震対策編 別紙 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時 第1章 防災関係機関の活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中） 発表時	情報収集体制 関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

第2章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、「藤枝市職員配備体制」に基づき「警戒体制」をとり、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。

関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第6節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第6節 災害情報の収集及び報告計画」及び「地震対策編 別紙 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時 第1章 防災関係機関の活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	警戒体制 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第6節 災害情報の収集及び報告計画 第8節 災害広報計画」及び「地震対策編 別紙 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時 第2章 情報活動 第3章 広報活動」に準ずる。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第3章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、「藤枝市職員配備体制」に基づき「警戒体制」をとり、必要に応じて「藤枝市地震災害警戒本部」を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

市の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、「共通対策編 第2章 災害予防計画 第6節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第6節 災害情報の収集及び報告計画 第8節 災害広報計画」及び「地震対策編 別紙 東海地震に関する情報及び警戒宣言に係る応急対策 第2章 情報活動 第3章 広報活動」に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	地震災害警戒本部 本部長である市長の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第6節 災害情報の収集及び報告計画 第8節 災害広報計画」及び「地震対策編 別紙 東海地震に関する情報及び警戒宣言に係る応急対策 第2章 情報活動 第3章 広報活動」に準ずる。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 避難対策等

市は、要配慮者等及び地域住民等に対し、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

また、地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

1 地域住民等の事前避難行動等

（1）避難に関する情報の平時からの周知

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に南海トラフ地震臨時情報そのものを理解している必要がある。

このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

ア 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認

イ 安全な指定避難所・避難経路等の確認

ウ 避難行動における注意事項

2 指定避難所の運営

（1）基本方針

事前避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、市は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に指定避難所を設置するものとする。

また、市は、住民等と指定避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。

（2）指定避難所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

・住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。

イ 設置場所

・市があらかじめ定めた施設に設置するものとする。

ウ 設置期間

・国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。

エ 指定避難所の運営

・避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ指定避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

第5節 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・情報の的確な収集及び伝達
- ・地域住民等の避難誘導、避難路の確保

第6節 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- （１）正確な情報の収集及び伝達
- （２）不法事案等の予防及び取締り
- （３）地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。

第8節 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

第9節 交通

1 道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

2 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

第10節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区 分	内 容
河川施設	・施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。 ・管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。
ため池及び用水路	ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	・土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県等の連絡体制を整える。 ・巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
市役所庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎	市役所庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検

	オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保	
施設の特 性に 応じ た主 要な 個別 事項	病院	・耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。 ・また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ・入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 ・入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。
	学校	児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について、指定避難所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。
	社会福祉施設	・情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。

第11節 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、指定避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

市町以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第5編 災害応急対策

この計画は、地震災害が発生した場合に市及び防災関係機関並びに事業所及び市民等が実施すべき災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1章 防災関係機関の活動

第1節 計画の主旨

地震発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

第2節 藤枝市災害対策本部の設置及び廃止

1 藤枝市災害対策本部の設置

- (1) 市長は、地震災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、「災害対策基本法」第23条の2の規定に基づき藤枝市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）を市庁舎西館3階特別会議室又は西館5階大会議室に設置する。
- (2) 警戒本部から市災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
 - 藤枝市災害対策本部標識図（資料編1-4）
 - 藤枝市災害対策本部配置図（資料編1-5）

2 本部の廃止

市長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認めたときは本部を解散する。

3 市災害対策本部の所掌事務

市災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- (1) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (2) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- (3) 消防、水防等の応急措置
- (4) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊等の受入れ
- (5) 被災者、避難者等の救助、救護その他の保護
- (6) 施設及び設備の応急復旧
- (7) 防疫その他の保健衛生
- (8) 住民等に対する避難指示又は警戒区域の設定
- (9) 緊急輸送の実施
- (10) 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保並びに配分
- (11) 県への要請・報告等、県との災害応急対策の連携
 - ア 市長（以下、この章において「本部長」という。）は、県に対し災害応急対策の実施に関し、必要に応じ職員の派遣等必要な事項を要請するものとする。
 - イ 本部長は、必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また災害応急対策を実施すべき者に対する指示等を知事、警察本部長等にそれぞれ要請するものと

する。

ウ 本部長は、住民等の避難の状況及び災害応急対策の実施状況を県に報告するものとする。

(12) 自主防災組織との連携及び指導

(13) 災害ボランティアの受入れ

(14) 災害時応急対策を実施すべき者に対する指示

(15) 防災関係機関との連携

(16) 臨時の負傷者搬送班を編成するため、自主防災組織や避難住民への協力要請

■藤枝市災害対策本部各部・課班の所掌事務（資料編 1-2）

4 消防機関の所掌事務

(1) 志太消防本部・藤枝消防署

志太消防警防本部を設置し、市災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連携をとるものとする。所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

ア 被害状況等の情報の収集と伝達

イ 消火活動、水防活動及び救助活動

ウ 地域住民等への避難指示又は指示の伝達

エ 火災予防の広報

(2) 消防団

ア 被害状況等の情報収集と伝達

イ 消火活動、水防活動及び救助活動

ウ 指定避難所等の安全確保及び避難路の確保

エ 地域住民等の指定緊急避難場所、指定避難所への誘導

オ 危険区域からの避難の確認

カ 自主防災組織との連携、指導、支援

5 広域消防応援の受入れ体制

(1) 他都道府県の消防機関からの応援受け入れに備え、連絡体制及び受け入れ体制を確保する。

(2) 「消防組織法」第44条の規定に基づく、緊急消防援助隊の派遣が決定された場合も同様とする。

第3節 組織体制

1 組織体制

(1) 本部

地震被害が発生した場合は、初期段階でとるべき緊急措置と時間の経過とともに変化する状況に応じて求められるべき対策を機動的に行うため、以下に例示する活動区分に留意しつつ本部体制を組織する。

活 動 区 分			
階 段	区 分	期 間	活 動 の 要 旨
第1段階	混乱期	発災～3日間 程 度	サバイバル期間と位置づけ、市民の生命及び財産を保護し、消火・救出救護・避難収容等に総力を注ぐ活動を行う。
第2段階	収拾期	4日目～10日目 程 度	市民の安全を確保し、かつ民心の安定を図るための救済活動を行う。
第3段階	回復期	11日目～ 程 度	市民の日常生活への復旧に向けた応急復旧活動を行う。

2 警戒本部移行型の組織体制

南海トラフ地震臨時情報が発せられてから南海トラフ地震が発生した場合は、あらかじめ設置した災害警戒本部の組織体制を維持しつつ、市災害対策本部に移行する。

■藤枝市災害対策本部組織図（資料編 1-1）

第4節 災害対策本部の運営

藤枝市災害対策本部条例及び「藤枝市災害対策本部運営要領」の定めるところにより、市災害対策本部を運営する。

■藤枝市災害対策本部条例（資料編 2-1）

■藤枝市災害対策本部運営要領（資料編 2-2）

第5節 職員の配備体制

1 配備体制

「藤枝市職員配備体制」に基づき別に定める。

■勤務時間内職員動員伝達系統図＜突発型地震＞（資料編 1-21）

■勤務時間外職員動員伝達系統図＜突発型地震＞（資料編 1-22）

■職員配備体制＜突発型地震時間外＞（資料編 1-25）

2 市災害警戒本部移行型の配備体制

あらかじめ設置した警戒本部の配備体制を市災害対策本部に移行する。

3 消防機関の配備体制

（1）志太消防本部において別に定める計画により配備する。

（2）消防団員

消防団員は、地震発生後ただちに消防団長及び各分団長の指揮の下に所轄地域の災害応急対策にあたる。

■志太消防本部組織図（資料編 1-6）

■志太消防本部職員・藤枝市消防団員配置状況（資料編 1-7-1～2）

4 防災関係機関の活動状況の把握

本部長は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適切な措置を講ずるものとする。

第6節 静岡県警察（藤枝警察署）

- 1 情報の収集及び提供（ヘリコプターによる偵察を含む。）
- 2 救出・救護
- 3 遺体の検視及び捜索
- 4 避難指示の伝達及び指示、退去の確認並びに指定避難所の安全確保及び秩序の維持
- 5 警戒区域の防犯パトロール
- 6 社会秩序維持等のための取り締まり等
- 7 交通路、避難路及び緊急交通路の確保

第7節 指定地方行政機関

1 総務省東海総合通信局

電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理

2 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

- (1) 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予、営業停止等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請。
- (2) 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置

3 厚生労働省静岡労働局（島田労働基準監督署）

- (1) 事業所等の被災状況の把握
- (2) 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導

4 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食糧の供給及び緊急引渡しの措置

5 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、静岡国道事務所）

管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める

- (1) 施設対策等
 - ア 河川管理施設等の対策等
 - イ 道路施設対策等
 - ウ 港湾施設対策等
 - エ 営繕施設対策等
 - オ 電気通信施設対策等

(2) 初動対応

地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と整合を図りつつ、道路啓開を実施する。

- (3) 災害対策用建設機械等の出動及び管理
- (4) 他機関との協力
- (5) 広報

6 国土地理院中部地方測量部

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- (2) 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- (3) 地理情報システムの活用を図る。

7 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- (1) 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震臨時情報を含む。）等の発表又は通知並びに解説
- (2) 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、気象庁本庁への報告及び適切な措置

- (3) 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
- (4) 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
- 8 環境省関東地方環境事務所
 - (1) 有害物質発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- 9 環境省中部地方環境事務所
 - 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- 10 防衛省南関東防衛局
 - (1) 所管財産使用に関する連絡調整
 - (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

第8節 指定公共機関

- 1 日本郵便(株)藤枝郵便局
 - (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書寄付金の配分
 - (5) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。
そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道関係機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
- 2 日本赤十字社（静岡県支部）
 - (1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
 - (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - (3) 被災者に対する救援物資の配布
 - (4) 義援金品の募集
 - (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
 - (6) その他必要な事項
- 3 日本放送協会（静岡放送局）
 - (1) 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成
 - (2) 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施
 - (3) 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
- 4 中日本高速道路株式会社（東京支社静岡保全・サービスセンター）
 - (1) 交通状況に関する関係機関との情報連絡
 - (2) 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
 - (3) 県公安委員会（県警察）が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
 - (4) 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
- 5 東海旅客鉄道株式会社（藤枝駅）、日本貨物鉄道株式会社
 - (1) 災害時における応急救護活動

- (2) 応急復旧用資材等の確保
 - (3) 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した指定避難所等への避難・誘導
 - (4) 鉄道施設の早期復旧
- 6 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）
- (1) 防災関係機関の重要通信の優先確保
 - (2) 被害施設の早期復旧
 - (3) 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
- 7 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
- (1) LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、2次基地から充填所へのLP ガスの配送
- 8 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
- (1) 緊急輸送車両の確保及び運行
- 9 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社
- (1) 発電所及び変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
 - (2) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報
- 10 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
- 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- 11 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
- (1) 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- 12 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
- (1) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開

第9節 指定地方公共機関

- 1 東海ガス株式会社（藤枝本部）
- (1) 二次災害の発生防止のための緊急遮断
 - (2) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
 - (3) 必要に応じて代替燃料の供給
 - (4) 災害応急復旧の早期実施
- 2 一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部藤枝地区）
- (1) 需要家へのガス栓の閉止等の広報
 - (2) 必要に応じた代替燃料の供給の協力
- 3 しずてつジャストライン(株)（岡部営業所）

(1) 災害発生時の防御及び災害拡大防止のための緊急措置

4 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会

(1) 協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行

5 静岡県道路公社

- (1) 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡
- (2) 緊急輸送路確保のための応急復旧
- (3) 県公安委員会（県警察）が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力
- (4) 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力

6 民間放送機関

あらかじめ県又は市と締結した災害時における放送要請に関する協定等に基づく放送、国、県、市並びに防災関係機関の災害対応状況やその他地震に関連する情報の放送

7 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会

- (1) 医療救護施設等における医療救護活動
- (2) 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県看護協会を除く。）
- (3) 災害時口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）

8 大井川土地改良区

- (1) 用水の緊急遮断
- (2) 災害応急復旧
- (3) 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協力

9 一般社団法人静岡県建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

10 公益社団法人静岡県栄養士会

- (1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
- (2) 指定避難所における健康相談に関する協力

11 富士山静岡空港株式会社

- (1) 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

第10節 公共的団体

1 一般社団法人志太医師会等

- (1) 医療救護施設等における医療救護活動
- (2) 検案

第2章 情報活動

第1節 計画の主旨

この計画は、情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行うために、県及び防災関係機関との連携の強化、情報の一元化を図るとともに、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

第2節 基本方針

1 県等との情報の緊密化

- (1) 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と市災害対策本部の相互のルートを基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。
- (2) 市災害対策本部は、情報活動の緊密化のため、警察官、県中部方面本部より派遣される職員の受け入れ態勢をとるとともに、必要に応じ、防災関係機関等に対し職員の派遣要請をする。

2 情報活動の迅速、的確化

災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、収集及び伝達すべき情報について、あらかじめその種類、優先順位、取扱部課等を「情報広報実施要領」について定めておく。

3 報道機関との情報活動の連携

市災害対策本部は、各報道機関の協力を得て、正確かつ迅速な情報の広報を行う。

第3節 情報の内容等

1 地震情報の受理、伝達及び周知

- (1) 県災害対策本部・中部方面本部（中部地域局）から通知される地震情報、気象情報、警報等の受理は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては、警戒本部若しくは総務部危機管理センター）において受理する。
- (2) 市内の情報は、各行政施設、市内防災関係機関・団体及び職員による情報収集活動により収集する。
- (3) 地震情報等は、同時通報用無線、コミュニティFM、広報車等を活用して市民等に周知を図る。

2 被害状況及び災害応急対策活動に関する情報の収集及び伝達

- (1) 各地区派遣職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集伝達責任者をあらかじめ定め、迅速かつ的確な情報の収集にあたるものとする。
- (2) 収集及び伝達すべき情報の主なものは、次のとおりであり、種類、優先順位、取扱部・課・班等については別に定める。なお、地震発生直後においては、災害の規模の把握のための必要な情報の収集に特に留意する。

ア 被害状況

イ 火災の発生状況と延焼拡大状況

ウ 人命救助の有無

エ ガス、危険物の漏洩及びその他二次災害要因

オ 避難指示又は警戒区域の設定状況

カ 医療救護施設の設置状況及び医療救護施設及び病院の活動状況

キ 避難状況

ク 指定避難所の開設状況及び避難生活状況

ケ 応急給水状況

- コ 緊急輸送路等の被害及び復旧状況
- サ 生活必需物資の在庫及び供給状況
- シ 自衛隊及び他都市消防機関の支援・展開状況
- ス ライフライン施設の被害及び復旧状況
- セ 金銭債務処理状況及び金融の動向
- ソ 物資の価格、役務の対価動向
- タ 観光客等の状況

第4節 情報の収集

1 市

災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法又は手段を用いる。

(1) 職員派遣による収集

地震発生後、ただちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を収集する。

(2) 自主防災組織等を通じての収集

自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を収集する。

(3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員より居住地及び参集途上の各地域における被害概況について情報を収集する。

(4) 藤枝アマチュア無線防災ボランティア及び藤枝市消防団火消しクラブ、防災関係機関の無線を利用した非常通信、電話、電報等を活用し情報の収集・伝達に努める。

■災害時における応急対策（災害情報）活動に関する協力協定（資料編5-54-1～2）

2 防災関係機関

災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

■防災関係機関一覧表（資料編9-20）

第5節 情報の伝達手段

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

1 県防災行政無線

主として県及び市との情報伝達に用いる。

2 その他の無線等

同時通報用無線、防災行政無線、消防無線、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信の他、アマチュア無線等によるあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。

■防災行政無線移動系（基地局・移動局）設置場所一覧表（資料編3-1）

■静岡県デジタル260MHz帯移動系市町共用システム設置場所一覧表（資料編3-2）

■防災相互無線設置場所一覧表（資料編3-3）

■防災行政無線固定系（同報親局・同報子局）設置場所一覧表（資料編3-4）

■防災行政無線（同報戸別受信機）設置場所一覧表（資料編3-5）

■消防無線一覧表（資料編3-6-1～4）

■水道無線一覧表（資料編3-7）

■災害対策本部無線系統図（資料編3-8）

■藤枝市防災行政無線管理運用規定（資料編2-10）

■藤枝市防災行政無線管理運用要領（資料編2-11）

3 報道機関への協力要請による伝達

市民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ・テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。

4 自主防災組織を通じた連絡

主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。

5 広報車等の活用

市が所有する広報用機材を搭載した車両により広報を行う。

第6節 報告及び要請事項の処理

1 市災害対策本部

市災害対策本部は、県の「情報広報実施要領」に定める情報事項について、速やかに県災害対策本部に対し要請を行うものとする。この場合に、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、当該災害の概要と被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害時の状況の変化に従い、逐次、第二報以降の情報収集・伝達を行うこととする。

ただし、県災害対策本部に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。なお、連絡が付き次第、県災害対策本部にも報告する。また、市域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡が付き次第、県災害対策本部にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは、次のとおりである。

- （1）緊急要請事項
- （2）被害状況
- （3）災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部及び直接消防庁へも原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。

（消防庁応急対策室）

	N T T 有線電話		防災行政無線電話（衛星系）	
平 日 (9:30～18:15)	電 話	03-5253-7527	電 話	8-048-500-90-49013
	F A X	03-5253-7537	F A X	8-048-500-90-49033
上記以外	電 話	03-5253-7777	電 話	8-048-500-90-49102
	F A X	03-5253-7553	F A X	8-048-500-90-49036

2 防災関係機関

防災関係機関は、「情報広報実施要領」の項目について、速やかに本部に対して報告を行うものとする。

- （1）緊急要請事項
- （2）被害状況
- （3）災害応急対策実施状況

第3章 広報活動

第1節 計画の主旨

この計画は、県、報道機関及び防災関係機関との協力体制を定め、市民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策ができるよう必要な広報活動について定める。

広報の際には、要配慮者に配慮するものとする。

第2節 広報事項

市災害対策本部が広報すべき事項については、県が定める「情報広報実施要領」に従い、あらかじめ定めた文案及び優先順位により、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

1 緊急情報

地震災害発生後における市民の生命及び財産の確保並びに民心の安定を図るための緊急情報は、以下のとおりとする。

- (1) 市民の安否情報
- (2) 地震情報
- (3) 二次災害情報
 - ア 火災の発生及び延焼拡大情報
 - イ 土砂災害情報
 - ウ 倒壊建物情報
 - エ その他二次災害情報
- (4) 避難指示に関する情報
- (5) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (6) 医療情報
 - ア 主要救護所又は臨時救護所の開設状況
 - イ 救護病院の開設状況
 - ウ その他医療機関等に関する情報
- (7) 緊急輸送路、交通規制情報
- (8) 市民に対する呼びかけ
 - ア 地震から身を守る心得
 - イ 電気、ガス等による二次災害の防止措置
 - ウ 電話及び交通機関の利用制約
- (9) 自主防災組織に対する活動実施要請

2 生活情報

被災後の生活維持のために市民に提供すべき情報は、以下のとおりとする。

- (1) ライフライン情報（電気、ガス、水道、電話及び下水道等の被害状況と復旧見込みに関する情報）
- (2) 道路情報
- (3) 鉄道、バス等の交通機関の運行及び復旧見込み情報
- (4) 生活情報
 - ア 食料、飲料水等の配給情報
 - イ 店舗等の営業再開情報
 - ウ 入浴サービス
 - エ その他の生活情報

3 生活支援及び復旧に関する情報

被災後の生活再建等のために提供すべき情報は、以下のとおりとする。

- (1) 住宅情報
 - ア 応急仮設住宅に関する情報
 - イ 空き家に関する情報
- (2) 各種相談窓口の開設情報
- (3) 被災相談窓口の開設情報
- (4) 税・手数料等の減免措置情報
- (5) 災害援護金等の融資情報
- (6) その他生活支援及び復興に関する情報

4 県への広報の要請

県に対して広報を要請する場合は、別に定める広報文案を添えて中部方面本部（中部地域局）に要請する。

5 市民等が応急対策上必要な情報を入手する方法

市民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源と主な情報内容は次のとおりである。

- (1) 緊急警報放送受信機付ラジオ
知事及び市長の放送要請事項
- (2) テレビ・ラジオ
地震情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
- (3) 同時通報用無線、コミュニティFM、広報車等
主として市内の情報、指示、指導等
- (4) 携帯電話、スマートフォン
緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
- (5) 自主防災組織等を通じての連絡
主として、市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
- (6) サイレン・半鐘
火災発生の通報
- (7) インターネット（市ホームページ、メール配信（キックオフメール、緊急速報メール）、Twitter、Facebook）
地域の情報・指示・指導等
- (8) デジタルサイネージ（電子看板）
地域の情報・指示・指導等

6 広報事項

広報事項については、その文案及び優先順位について別に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に、適切かつ迅速な広報を行う。

広報事項の主なものは、次のとおりである。

- (1) 地震発生時の注意事項（特に出火防止・余震に関する注意の喚起）
- (2) 地震情報等
- (3) 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況
- (4) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込
- (5) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (6) 民心安定のための住民に対する呼びかけ

第3節 実施方法

災害応急対策に必要な事項の周知については、災害対策本部がこれを行う。

- 1 同時通報用無線、コミュニティFM、広報車等による広報
- 2 有線放送・テレビ・ラジオを通じての広報
- 3 自主防災組織等を通じての連絡
- 4 要配慮者への広報
自主防災組織及び福祉ボランティア等の協力を得て、市要配慮者等に対する広報に努める。
- 5 外国人に対する広報
通訳ボランティア及び国際交流協会等の協力を得て、広報紙等の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努める。
- 6 インターネット等を利用した広報
インターネット（ホームページ）を用いて、広報紙に掲載する内容について情報提供を行う。
- 7 報道機関への資料提供による広報
市庁舎内に「臨時プレスルーム」を設置し、報道機関に対して情報を提供する。
■災害時における放送要請に関する協定（資料編5-60-1～3）

第4章 緊急輸送活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第23節「輸送計画」に準ずる。）

第5章 広域応援活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第31節「応援協力計画」に準ずる。）

この計画は、災害時における広域激甚な被害に対応するため、県、警察、他の市町、自衛隊等に対して行う応援要請の概要について示す。

災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第6章 災害の拡大及び二次災害防止活動

第1節 消防活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第29節「消防計画」に準ずる。）

第2節 水防活動

（静岡県水防計画書及び藤枝市水防計画書の定めるところによる。）

第3節 救出活動の基本方針と内容

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節「避難救出計画」に準ずる。）

第4節 被災建築物等に対する安全対策

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第16節「被災建物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。）

第7章 避難活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節「避難救出計画」に準ずる。)

第8章 社会秩序を維持する活動

第1節 計画の主旨

社会混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するための活動について、市等の実施する対策の概要を示す。

第2節 実施事項

1 予想される混乱状況

- (1) 地震災害に関する流言飛語
- (2) 帰宅者・避難者等による道路の混乱・渋滞
- (3) 電話の混乱・不通
- (4) 集団による暴動
- (5) 商品等の売り惜しみなどによる混乱
- (6) 避難のために留守となっている住居における盗難等

2 市民に対する呼びかけ

市長は、地域に流言飛語をはじめ、各種の混乱が発生し又は発生する恐れのあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、同時通報用無線及び広報車等を活用して呼びかけ市民が流言飛語に惑わされないよう努める。

3 調査等の実施

生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策（対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものに限る。）

- (1) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。
- (2) 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立入調査を実施する。
- (3) 買い占め、売りおしめ調査（対象となる事業者の事務所、工場、事務所、店舗及び倉庫がいずれも市内に所在するものに限る。）
- (4) 流言飛語の動向調査

4 必要な措置

- (1) 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。
- (2) 当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第3節 県に対する緊急措置の要請

市長は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰、金銭債務の履行困難等、経済秩序が混乱し又は混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、県に対し緊急措置等の要請を行う。

第4節 警察に対する要請

市長は、市域内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、藤枝警察署に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。

- 1 不法事態に対する措置
- 2 銃砲刀剣類等に対する措置

第5節 自主防災組織及び市民の活動

1 自主防災組織の活動

自主防災組織は、正確な情報の把握と、地域住民への伝達に努めるとともに、地域の防犯パトロールを自主的に行うものとする。

2 市民の活動

市民は、流言飛語に惑わされないよう、正確な情報の入手に努める。

避難にあたっては、出火防止対策及び盗難対策を適切に行うとともに、過剰な買占め等を行わないものとする。

第9章 交通の確保対策

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第24節「交通応急対策計画」に準ずる。）

第10章 地域への救援活動

第1節 計画の主旨

地震発生後、日常の生活に支障があるり災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について、その対策を定める。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第2節 緊急物資の確保計画量

市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。

大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立つて初期の対応に十分な量の備蓄をする。

第3節 食料、生活必需品等の緊急物資の確保・供給

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節「食糧供給計画」及び第13節「衣料・生活必需品・その他の物資供給計画」に準ずる。）

第4節 救援・救護のための標示

地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。

■公共建物等番号標示一覧表（資料編4-26）

第5節 給水活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第14節「給水計画」に準ずる。）

第6節 燃料の確保

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第13節「衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。）

第7節 医療救護活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第17節「医療及び助産計画」に準ずる。）

第8節 し尿処理

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第19節「清掃計画」に準ずる。）

第9節 一般廃棄物（生活系ごみ）処理

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第19節「清掃計画」に準ずる。）

第10節 災害廃棄物処理

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第20節「災害廃棄物処理計画」に準ずる。）

第11節 防疫活動

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第18節「防疫計画」に準ずる。）

第12節 遺体の搜索及び措置

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第21節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」に準ずる。）

第13節 障害物の除去

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第22節「障害物除去計画」に準ずる。）

第14節 応急仮設住宅の設置と住宅の応急修理

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第16節「被災建物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。）

第11章 ボランティア活動への支援

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第37節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。）

第12章 学校における災害応急対策及び応急教育

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第25節「応急教育計画」に準ずる。）

第13章 被災者の生活再建等への支援

（共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第26節「社会福祉計画」に準ずる。）

第14章 市有施設及び設備等の対策

第1節 計画の主旨

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

第2節 実施事項

1 無線通信施設・設備

県防災行政無線、市防災行政無線等の各種無線通信施設・設備については、発災後、直ちに被害状況等を確認し、可能な限り応急措置等により通信の確保を図る。

(1) 県庁統制局との機能確保

ア 市と県との連絡に障害が発生した場合は、防災相互無線、地域防災無線及び消防無線（県内共通波）を使用して応急回線を設定し、中部方面本部（中部地域局）との間の通信を確保する。

イ 市端末局に障害がある場合は、基盤交換による応急措置を行い、又交換機に障害がある場合は無線機単位によるプレス通話方式により通信の確保を図る。

(2) 市防災行政無線の基地局の機能確保

市の基地局に障害がある場合は、速やかに復旧措置を講ずるとともに予備機切替えにより機能を確保する。

2 公共施設等

(1) 河川

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の管理の点検等を行うとともに関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、二次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

ウ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

エ 住民への連絡

避難等が必要な場合は、すみやかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

■主要河川の概要（資料編9-3）

(2) ため池及び用水路

ア 被害状況の把握

ため池及び用水路の被害状況を調査する。

イ 応急措置の実施及び下流域の市町又は警察署長への必要な措置の要請

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、すみやかに被害の及ぶおそれのある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講ずる。

(3) 道路

ア 被害状況の収集、施設の点検、情報連絡

道路管理者相互と連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋りょう等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、二次災害の防止

県公安委員会（県警察）及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

ウ 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

■道路・橋りょうの現況（資料編9-9）

■市道・橋りょうの内訳（資料編9-10）

■主要幹線道路の概要（資料編9-11）

（4）砂防、地すべり、急傾斜地等

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 応急措置の実施、二次災害の防止

二次災害のおそれのある場合、危険箇所への立入禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。

ウ 資機材の確保、応急工事の実施

二次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。

エ 住民への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

■土石流危険渓流一覧表（資料編9-5）

■地すべり危険箇所等一覧表（資料編9-6）

■急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（資料編9-7）

■土砂災害警戒区域等の指定状況（資料編9-8）

（5）災害応急対策上重要な公共施設等

本部（市庁舎）、地区交流センター等及びその他防災上重要な公共施設及び設備を点検し、防災関係機関としての機能に支障ないよう応急措置を講ずる。

（6）危険物保有施設

発火危険物、有害薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。

（7）水道施設

ア 災害の発生状況に応じて取水、送水を停止する等必要な措置を講ずる。

イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。

エ 医療機関、指定避難所等への優先的な応急給水に努める。

（8）下水道施設

ア 災害発生とともに、被害状況の的確な把握を行い、災害の発生状況に応じて、水洗便所の使用停止等を広報し、徹底する。

イ 被害の拡大防止と応急復旧を行い、下水道の確保に努める。

3 コンピュータ

（1）コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

（2）コンピュータ・システムに障害が生じた場合は、速やかに回復措置を講じ、運用の再開を図る。

4 その他の公共施設等

地震が発生した場合、各施設の管理者は、次のような応急措置を講ずる。

- (1) 避難対策については、計画に基づき実施する。
- (2) 施設入所者の人命の確保を最優先とする。
- (3) 施設の被害情報等を把握し、必要な情報伝達を行う。
- (4) 施設が被災した場合は、応急復旧対策を迅速に行う。

第15章 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

第1節 計画の主旨

市民生活に密接な関係の防災関係機関等が実施する災害応急対策の基本的事項は、次のとおりである。

第2節 電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社）

- 1 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によっては危険防止のため送電を停止する。
- 2 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。
- 3 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- 4 電力の供給再開までに長時間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
- 5 発電所、変電所は、ただちに各種装置及び施設を巡回点検し、安全確保の応急措置を講ずる。

第3節 ガス（東海ガス株式会社、一般社団法人静岡県LPGガス協会）

- 1 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。
- 2 都市ガス及びLPGガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 3 都市ガス及びLPGガスの安全点検を実施する。
- 4 都市ガスは、供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 5 指定避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- 6 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

第4節 通信（西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店））

- 1 通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
 - (1) 臨時回線の設定、中継順路の変更等、疎通確保の措置をするほか、必要に応じ災害復旧用無線電話機等を運用し、臨時公衆電話を設置する。
 - (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般の利用の制限等の措置をとるほか、西日本電信電話株式会社（静岡支店）は、災害用伝言ダイヤル1171、災害用伝言板web1171サービス、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）は、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。
 - (3) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。
- 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- 3 通信の早期疎通は、通信途絶の解消及び重要通信の確保を優先する等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

第5節 放送

- 1 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により、放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。
- 2 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
- 3 臨時ニュース、特別番組の編成等各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確かつ迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

第6節 市中金融

- 1 被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
- 2 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速かつ適切な措置を講ずる。
- 3 財務省東海財務局静岡財務事務所は日本銀行静岡支店と協議のうえ、相互の申し合せを行い、次の措置を講ずる。
 - (1) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等
 - (2) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
 - (3) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等

第7節 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）

- 1 不通区間が生じた場合、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。
- 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- 3 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

第8節 バス（しずてつジャストライン株式会社）

- 1 バス運行管理者は、指定路線を巡回し、安全を確保するとともに、早期運行を図る。
- 2 指定路線の運行が不可能の場合は、必要に応じ関係機関と協議して迂回路の確保に努める。

第9節 道路

- 1 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し、道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。
- 2 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し、緊急輸送路の早期確保に努める。
- 3 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。
- 4 交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事の実施を要請する。

第 16 章 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

第 1 節 計画作成の主旨

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

第 2 節 計画の内容

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前 2 章に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

(1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項

ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制

イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等

(2) 出火防止措置、消防用施設等の点検

(3) その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して対策計画に定める。

(1) 病院、診療所、スーパー等

ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。

イ 地震に関する情報並びに指定避難所、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。

ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

(2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

(3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。

(4) 学校・幼稚園・保育所・認定こども園、社会福祉施設

指定避難所、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

(5) 水道、電気及びガス事業

ア 水道（市）

水道管の破損等による二次災害を防止又は軽減するための措置を講ずる。

イ 電気

火災等の二次災害を防止又は軽減するため、ブレーカースイッチの操作等の措置についての利用者への広報に配慮する。

ウ ガス

火災等の二次災害を防止又は軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。

第6編 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧、復興対策について定める。

第1章 防災関係機関の活動

第1節 対策の主旨

復旧・復興対策を実施するための組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については、市災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

第2節 藤枝市震災復興本部の設置

1 設置

- (1) 市長は地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、藤枝市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。
- (2) 復興本部の規模は、災害の規模に応じてその都度定める。
- (3) 復興本部は災害対策本部と併設できる。復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする

2 組織及び所掌事務

復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

- (1) 「藤枝市震災復興計画」の策定
- (2) 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達
- (3) 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請
- (4) 静岡県震災復興基金への協力
- (5) 相談窓口等の運営
- (6) 民心安定上必要な広報
- (7) その他の震災復興対策

第3節 藤枝市災害対策本部との調整

災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、市災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

第4節 防災会議の開催等

- 1 復興本部が設置された場合、必要に応じ防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整等を行う。
- 2 招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。
- 3 防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。

第5節 震災復興対策会議

- 1 本部長は、復旧・復興対策を協議するため、必要に応じ震災復興対策会議を設置する。

2 震災復興対策会議の構成及び運営は、別に定める。

第6節 他市等に対する応援要請

本部長は、復旧・復興対策を策定するために必要があると認めたときは、他の首長とあらかじめ締結した災害時相互応援に関する協定に基づき応援を要請する。

第2章 防災関係機関の講ずる復旧・復興対策

本部長は、防災関係機関と緊密な連携のもとに、各機関が行う復旧・復興対策の内容及び状況を把握するものとし、主要な措置事項は次のとおりである。

第1節 指定地方行政機関

1 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

- （1）被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請
- （2）地方公共団体において、国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置

2 総務省東海総合通信局

- （1）災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理
- （2）災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査
- （3）通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

3 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

- （1）食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

4 厚生労働省静岡労働局（島田労働基準監督署）

- （1）復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化
- （2）労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置
- （3）離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）

5 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、静岡国道事務所）

- （1）管轄する基盤施設（河川、道路等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧か、新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- （2）復旧・復興事業の実施にあたっては、関係機関と調整を図り実施する。
- （3）復旧・復興事業に関する広報を実施する。

6 国土地理院中部地方測量部

- （1）国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。
- （2）地理情報システムの活用を図る。
- （3）位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。

7 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震臨時情報を含む。）等の発表又は通知並びに解説

8 環境省関東地方環境事務所

- （1）有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- （2）廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- （3）行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

- 9 環境省中部地方環境事務所
廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- 10 防衛省南関東防衛局
 - (1) 所管財産使用に関する連絡調整
 - (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

第2節 指定公共機関

1 日本郵便(株)藤枝郵便局

- (1) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (2) 被災者救助団体に対するお年玉葉書寄付金の配分
- (3) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (5) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。
そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道関係機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。

2 日本赤十字社（静岡県支部）

- (1) 義援金の募集・義援金配分委員会への参加
- (2) 協力奉仕者の連絡調整

3 日本放送協会（静岡放送局）

- (1) 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成
- (2) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
- (3) 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
- (4) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

4 中日本高速道路株式会社（東京支社）

- (1) 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧又は、新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

5 東海旅客鉄道株式会社（藤枝駅）、日本貨物鉄道株式会社

災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。

6 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）

- (1) 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応

- じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

7 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社

LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充填所への LP ガスの配送

8 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

復旧・復興事業に関する車両の確保及び運行

9 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社

- (1) 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。

10 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

第3節 指定地方公共機関

1 東海ガス株式会社（藤枝本部）

- (1) ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

2 一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部藤枝地区支部）

必要に応じ代替燃料の供給に協力する。

3 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会

復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行

4 静岡県道路公社

- (1) 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。

5 民間放送機関

- (1) 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための

有効適切な関連番組の編成

- (2) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施
- (3) 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施
- (4) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施

6 大井川土地改良区

- (1) 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。
- (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、国・県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。
- (3) 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。

7 公益社団法人静岡県栄養士会

- (1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
- (2) 指定避難所における健康相談に関する協力

8 一般社団法人静岡県建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

第3章 激甚災害の指定

第1節 計画の主旨

大規模地震災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため必要な事項を定める。

第2節 市の実施事項

- 1 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、被害状況を調査し知事に報告する。
- 2 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し県関係部局に提出しなければならない。

第4章 震災復興計画の策定

第1節 計画の主旨

被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、地域全体の合意形成が図られた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

第2節 計画策定の体制

- 1 市長は必要があると認めたときは、副市長を本部長とする計画策定本部を設置し震災復興計画を策定する。
- 2 計画策定本部には、関係部長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課長で構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。

第3節 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別復興計画により構成する。

第4節 計画の基本方針

計画策定にあたっては、市の総合計画や都市マスタープラン等との調整を図るものとする。

第5節 計画の公表

計画策定後は、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。

第6節 国・県との調整

計画策定にあたっては、国や県等と調整を行う。

第5章 復興財源の確保

第1節 計画の主旨

復旧・復興対策が円滑に実施できるように、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

第2節 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

1 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- (1) 復旧・復興事業
- (2) 震災復興基金への出捐金及び貸付金
- (3) その他

2 発災年度の予算の執行方針の策定

緊急度の高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

3 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速に的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

第3節 復興財源の確保

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

1 国・県への要望

復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特別措置や宝くじ発行等について被災自治体が連携して国・県へ要望する。

2 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財源需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

- (1) 災害復旧事業債
- (2) 歳入欠かん等債
- (3) その他

3 その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技等の開催等による財源の確保を検討する。

第6章 震災復興基金の設立

第1節 計画の主旨

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復旧基金を設立する。

第2節 震災復興基金の設立

市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
なお、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第7章 復旧事業の推進

第1節 計画の主旨

基盤施設（道路、河川、農業用施設等公共施設等）の管理者は、必要に応じた再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

第2節 復旧計画の策定

被災者の一日も早い生活再建のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被害状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部課や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

1 被害状況の調査報告

各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずるとともに、県に報告する。

2 復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は、被害の状況及び地域の特性等を勘案しながら県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ、再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

3 防災関係機関

管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査し、被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

第3節 基盤施設の復旧

各基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

1 市

（1）復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

（2）復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

（3）地籍調査の実施

平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

2 防災関係機関

（1）復旧事業の実施

復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。

（2）復旧完了予定時期の明示

復旧完了予定時期の明示に努める。

第8章 都市・農山村の復興

第1節 計画の主旨

被災した市街地・農山村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者及び障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

第2節 都市・農山村復興計画の策定

- 1 被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被害状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ、新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山村復興計画を策定する。
- 2 計画策定にあたっては、策定委員会の下部組織として、必要に応じて都市・農山村地域復興計画部会を設置する。

第3節 都市の復興

都市計画区域内の市街地・農山村が被災した場合、災害に強く都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。

- 1 被害状況の把握
各機関と協力し、市街地復興に関する被害状況調査を行い、県に報告する。
- 2 緊急復旧地区の抽出
県と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される区域を緊急復興地区として抽出する。
- 3 「建築基準法」第84条による建築制限の実施
(1) 緊急復興地区を対象に「建築基準法」第84条による建築制限区域を、県と協議する。
(2) 必要に応じ、建築制限期間の延長について県と協議する。
- 4 都市復興基本計画の策定
県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
- 5 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成
緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
- 6 復興のための都市計画案等の作成及び事業実施
(1) 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。
(2) 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い、事業を実施する。
- 7 復興まちづくり支援事業の実施
住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第4節 農山村の復興（主に都市計画区域外）

都市計画区域内外の農山村が被災した場合、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く健全な居住環境等の形成を図るため、単なる現状復旧ではなく復旧を計画的に実施する。

1 被害状況の把握

各機関と協力し、農山村復興に関する被害状況調査を行い、県に報告する。

2 復興基本方針等の調査（復興対象地区の設定）

被害状況調査等を基に、緊急に復興が必要とされる区域については、土木・農業・林業等の基盤整備事業を活用又は都市計画事業等で復興を行うかについて、復興基本方針等について県と連絡調整を行う。

3 集落復旧基本計画の作成

県の復興基本方針を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。

4 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

都市計画区域に編入された地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。

5 復興のための都市計画案等の作成及び実施

- （1）都市計画区域に編入された地区について、実施する事業制度等を検討する。
- （2）都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。

6 集落復興計画案の作成及び実施

土木・農業・林業関係等の基盤整備事業を活用し、復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し、集落復興計画を作成し実施する。

7 集落復興支援事業の実施

住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第9章 被災者の生活再建支援

第1節 計画の主旨

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

第2節 恒久住宅対策

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

1 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた「藤枝市住宅復興計画」を策定する。

2 住宅再建支援

被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。

3 県との協議

公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。

4 災害公営住宅等の供給

- (1) 公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。
- (2) 買取り・借上げによる災害公営住宅等の供給を推進する。
- (3) 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。

5 住宅に関する情報提供

相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

6 地震保険の推進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努めるものとする。

第3節 災害弔慰金等の支給

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

1 支給対象者の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

2 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

第4節 被災者の援護

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。

1 国・県への要望

国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

2 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成することができる。

【県への報告】

- (1) 死亡者数
- (2) 負傷者数
- (3) 全壊・半壊住宅数等

【被災者台帳】

- (1) 氏名、生年月日、性別
- (2) 住所又は居所
- (3) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (4) 援護の実施の状況
- (5) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等

3 り災証明の発行

- (1) り災証明発行窓口を設置し、申請に基づく被害認定調査を実施し、り災証明を発行する。
- (2) り災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

4 災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

5 被災者生活再建支援金の申請受付け等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等、必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

6 義援金の募集等

- (1) 市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。
- (2) 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

7 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

第5節 雇用対策

県は、県内の主要企業と業界団体の雇用調整の有無等について状況を把握する。

1 雇用維持の要請

市は県とともに市内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、雇用調整助成金制度の内容等を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。

2 離職者に対する生活支援の実施

雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続きの弾力的措置の実施等を県に要望する。

3 再就職の支援制度の周知

離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知を図り活用を促す。

- (1) きめ細かな職業相談の実施
- (2) 職業訓練、能力開発の実施
- (3) 合同就職説明会等の実施
- (4) 求人開拓の実施
- (5) 公共事業を通じた雇用の場の確保

4 相談業務の実施

雇用に関する相談があった場合には公共職業安定所に相談する。

第6節 要配慮者の支援

要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

1 民間社会福祉施設の再建支援

社会福祉法人の設置する施設等の再建を支援する。

2 メンタルヘルスケアの実施

精神相談窓口を開設するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。

3 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- (1) 要配慮者の被災状況及び生活実態
- (2) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

4 一時入所の実施

震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。

5 福祉サービスの拡充

- (1) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員の確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。
- (2) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- (3) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

6 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第7節 生活再建支援策等の広報・PR

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

1 生活再建支援策等の広報・PRの実施

ラジオ・テレビ等のマスメディアや広報ふじえだを用い、次のような生活情報等を整理し広報・PRする。

- (1) 義援金の募集等
- (2) 各種相談窓口の案内
- (3) 災害弔慰金の支給等に関する情報
- (4) 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- (5) 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報
- (6) ボランティアに関する情報
- (7) 雇用に関する情報
- (8) 各分野別融資・助成情報
- (9) その他生活情報等

2 外国人への広報

外国人を対象とした外国語の情報誌等を作成し配布する。

3 県外疎開者への広報・PRの実施

全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。

第8節 相談窓口の設置

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

1 相談窓口等の開設及び業務の遂行

- (1) 発災後の相談ニーズに応じ、相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を配置し、電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。
- (2) 相談員等の設置にあたっては、県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
また、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。

2 相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合は、これを閉鎖する。

第10章 地域経済復興支援

第1節 計画の主旨

被災事業者の早期事業再開と被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

第2節 産業復興計画の策定

経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

計画策定にあたっては、計画策定本部に設置される策定委員会の下部組織として、必要に応じて産業復興計画部会を設置する。

第3節 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

1 中小企業の被害状況の把握

各機関と協力し、県が行う中小企業の被害状況調査に協力する。

2 支援制度・施策内容の周知

(1) 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を商工団体・業界団体等を通じ、県と連携し周知する。

(2) 次の施策を必要に応じ、実施する。

ア 相談所の設置

イ 電話相談の実施

ウ パンフレットの作成・配布

3 資金需要の把握

中小企業の被害状況を基に、再建資金等の需要を把握する。

4 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援等を行う。

5 金融面での支援

(1) 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。

(2) 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。

6 金融機関等への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付手続きの簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を、信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。

7 新たな支援制度の検討

被災中小企業の融資に対する利子補給制度や助成制度等の新たな支援制度を検討する。

8 国・県への要望

「中小企業信用保険法」の特別措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等につ

いて、県を通じて国に要請する。

第4節 農林業者を対象とした支援

被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。

1 農林業者の被災状況の把握

各機関と協力し、農林業者の被災状況調査を行い、県に報告する。

2 支援制度・施策の内容の周知

(1) 協同組合等を通じ、支援制度・施策の内容を県と連携し周知する。

(2) 次の施策を必要に応じ実施する。

ア 相談所の設置

イ 電話相談の実施

ウ パンフレットの作成・配布

3 天災融資法に関する措置の実施

「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」の地域指定を受けるため必要な措置を講ずる。

4 自作農維持資金に関する事業処理の迅速かつ的確に実施

自作農維持資金に関する事務処理を、迅速かつ的確に実施する。

5 金融面での措置

市独自の災害対策に関する融資制度を創設し対応する。

6 金融機関への協力の要請

資金貸付手続きの簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和・貸付金利の低減等の農林業者を対象とした特例措置を(株)日本政策金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。

第5節 地域全体に影響を及ぼす支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

1 イベント・商談会等の実施

地域全体の経済活動を活性化させるため、次の施策を実施する。

(1) イベント及びプロジェクトの実施

(2) 企業誘致促進のためのセミナー及びイベントの開催

(3) 商談会の開催等

2 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ県や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。

(1) 観光地での復興・誘客イベント等の実施

(2) マスコミを活用したPR

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

（以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第 4-2 章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。）

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において市、防災関係機関並びに市民等が実施する応急対策について定める。

なお、東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令にただちにつながるものではなく、また、東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達、広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難等の時間を要する応急対策の準備行動等とし、その実施にあたって、市はできる限り市民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

第 1 章 防災関係機関の活動

第 1 節 計画の主旨

この計画は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言が発令された場合の、藤枝市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）並びに県及び防災関係機関の防災組織体制及び要員の確保、防災活動の概要について定める。

第 2 節 東海地震注意情報発表時等の防災体制

市は、東海地震注意情報が発表されたときは、別に定める「藤枝市職員配備体制」に基づき、東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて警戒本部を迅速に開設できるよう準備をする。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときの防災体制についても、別に定める「藤枝市職員配備体制」による。

第 3 節 東海地震注意情報発表時等の応急対策

東海地震注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。

- 1 東海地震注意情報の市民への広報
- 2 地震防災上必要な情報の収集、伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化及び応急対策活動の連携
- 3 公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の市民への広報
- 4 必要に応じて警戒本部の開設の準備
- 5 南海トラフ地震における応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備
- 6 備蓄物資及び資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備
- 7 必要に応じて要配慮者等の避難のための福祉避難所の開設
- 8 志太消防本部は職員の参集等活動体制の準備、消防団は団員の連絡体制の確保
- 9 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請
- 10 その他、地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

第4節 地震災害警戒本部の設置

「大規模地震対策特別措置法」第9条の規定に基づく警戒宣言が発せられたときは、市長は警戒本部を設置する。

■藤枝市地震災害警戒本部条例（資料編2-3）

■藤枝市地震災害警戒本部運営要領（資料編2-4）

第5節 警戒本部の組織及び防災関係機関の所掌事務

警戒本部の組織及び所掌事務は、「藤枝市地震災害警戒本部条例（昭和54年12月24日藤枝市条例第33号）」及び「藤枝市地震災害警戒本部運営要領（昭和55年1月29日制定）」によるが、その概要は次のとおりである。

1 市

（1）組 織

警戒本部に本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。

ア 本部長

（ア）本部長は、市長があたる。

（イ）本部長は、警戒本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長

（ア）副本部長は、副市長・教育長があたる。

（イ）副本部長は本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員、本部職員

（ア）本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

（イ）本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

エ 部及び班

（ア）警戒本部に部及び班を置き、部長及び班長は本部長が指名する。

（イ）各部各班には原則として班長が所属する課の職員を置く。

（ウ）部長は、地震防災応急対策を実施する。

オ 警戒本部

本部室は、市庁舎西館3階特別会議室又は西館庁舎5階大会議室に設置する。

カ 警戒本部会議

（ア）警戒本部会議は、本部長の統括のもとに副本部長及び本部員をもって構成する。

（イ）警戒本部会議は、地震防災応急対策について協議する。

（2）所掌事務

警戒本部が所掌する事務の主なものは、おおむね次のとおりである。

ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達

イ 県地震災害警戒本部及び中部方面本部への報告、要請等、県との地震防災活動の連携

ウ 避難指示又は警戒区域の設定

エ 消防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

オ 消防、水防等の応急措置

カ 避難者等の救護

キ 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入

ク 地震発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備

ケ 自主防災組織活動の指導、連携

コ 火災、水防等の応急措置

サ 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報

- シ 緊急輸送の実施
- ス その他地震防災応急対策

(3) 職員の配備

警戒宣言が発令された場合は、職員は勤務時間の内外を問わず、あらかじめ指定された場所において防災業務につくものとする。

(4) 県への報告、要請等、県との地震防災活動の連携

- ア 必要に応じ、地震防災応急対策の実施のため、県職員の派遣等必要な事項を要請する。
- イ 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会（県警察）に要請し、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県、県警察本部等に要請する。
- ウ 市民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。

2 消防機関（志太消防本部）

消防及び消防団は、「志太広域事務組合消防計画」、「藤枝市消防団消防計画」及び「藤枝市水防計画」により警戒宣言が発せられたときは、警戒本部と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

- (1) 市民への警戒宣言発令の伝達
- (2) 消防に関する情報の収集及び伝達
- (3) 避難対象地域の避難の指示及び指示の伝達
- (4) 住民の避難誘導
- (5) 出火防止のための広報
- (6) 消火、救助活動の出動態勢の確立。
- (7) その他状況に応じた消防活動

3 県

東海地震注意情報発令時及び警戒宣言発令時における県の防災活動の概要について定める。

(1) 藤枝警察署

- ア 地震関連情報（交通情報）の収集・提供（防災ヘリによる偵察含む）
- イ 民心の安定等のための広報
- ウ 避難指示の伝達、退去の確認及び指定避難所の安全確保・秩序維持等
- エ 社会秩序維持のための取り締まり等
- オ 交通路、避難路、緊急交通路の確保

(2) 中部方面本部（中部地域局）

- ア 警戒宣言、地震予知情報、その他、地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 市の地震防災応急対策の実施状況の把握及び促進
- ウ 県が実施する地震防災応急対策の連絡体制

(3) 中部方面本部（島田土木事務所）

- ア 緊急輸送路の確保
- イ 応急資機材の点検及び確保
- ウ 建設業者に対する協力要請

(4) 中部方面本部（中部健康福祉センター）

- ア 医療機関に対する情報伝達と救護体制配備の要請
- イ 救急医薬品及び防疫薬剤等の調達あっせんに関する要請
- ウ 応急手当、看護に関する応援職員の配備
- エ 防疫活動に関する応援職員の配備

(5) 中部方面本部（志太榛原農林事務所）

- ア 主食及び副食等の調達、あっせんの準備又は実施
- イ 農業施設の地震防災応急対策の推進
- ウ 治山関係の地震防災応急対策の推進

- エ 林業関係の地震防災応急対策の推進
- オ 家畜飼料の確保及び家畜伝染病予防並びに防疫の準備

4 防災関係機関

(1) 東海地震注意情報発表時

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については、各々の防災業務計画等に定める。

- ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達及び県や市との情報の共有化
- イ 利用者に対する注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
- ウ 備蓄物資、資機材等の確認・点検、施設等の点検及び必要に応じて安全措置の実施
- エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動
- オ 県及び市が実施する応急対策の連絡調整
- カ 南海トラフ地震における広域的な応援の受入れ準備
- キ その他、地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

(2) 警戒宣言発令時

防災関係機関は、地震防災応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとする。

ア 指定地方行政機関

(ア) 総務省東海総合通信局

災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

(イ) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備

(ウ) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食糧需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

(エ) 国土交通省中部地方整備局（静岡河川事務所、静岡国道事務所）

a 施設対策等

- (a) 河川管理施設等の対策等
- (b) 道路施設対策等
- (c) 営繕施設対策等
- (d) 電気通信施設対策等
- (e) 災害対策用建設機械等の出動及び管理

b 他機関との協力

c 広報

(オ) 国土地理院中部地方測量部

- a 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。

(カ) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- a 知事に対する東海地震予知情報の通報
- b 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説
- c 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること

(キ) 環境省関東地方環境事務所

- ア 有害物質発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、

提供等

(ク) 環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(ケ) 防衛省南関東防衛局

ア 所管財産使用に関する連絡調整

イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整

ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

イ 指定公共機関

(ア) 日本郵便(株)藤枝郵便局

a 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導

b 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取扱いを一時停止する旨の広報

c 郵便物、施設等の被災防止

(イ) 日本赤十字社（静岡県支部）

a 医療救護班の派遣準備

b 血液製剤の確保及び供給の準備

c 救護物資の配布準備

d 災害救助の協力奉仕者の連絡調整

(ウ) 日本放送協会（静岡放送局）

a 地震に関する情報の迅速な伝達

b 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ又はラジオによる防災放送

(エ) 中日本高速道路株式会社（東京支社静岡保全・サービスセンター）

a 警戒宣言等の伝達

b 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配

c 交通対策

d 緊急点検

(オ) 東海旅客鉄道株式会社（藤枝駅）、日本貨物鉄道株式会社

a 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報

b 列車の運転規制

c 旅客の避難及び救護

d 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配

(カ) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社N T T ドコモ東海支社（静岡支店）

a 通信の異常輻輳が起きないように広報の実施

b 防災関係機関の重要通信の優先接続

c 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置

(キ) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENEOS グローブ株式会社、ジクシス株式会社

a LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送

(ク) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

a 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保

(ケ) 中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社

a 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部の設置

b 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請

c 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進すること

d 電気による災害の予防広報の実施

- e 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施
- f 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
- (コ) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
 - a 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (サ) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
 - a 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- ウ 指定地方公共機関
 - (ア) 東海ガス株式会社（藤枝本部）
 - a 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報
 - b 施設の点検等の災害予防措置
 - (イ) 一般社団法人静岡県LPガス協会（中部支部藤枝地区支部）
 - a 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報
 - b 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等の災害予防措置
 - (ウ) しずてつジャストライン株式会社（岡部営業所）
 - a 通行路線の危険箇所及び車両避難地の調査
 - b 車両運行状況の広報及び滞留旅客の避難誘導
 - c 運行中の車両に対する情報の伝達
 - d 車両の運行中止及び乗客の避難誘導
 - (エ) 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会
 - 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
 - (オ) 静岡県道路公社
 - a 道路情報板による情報伝達
 - b 交通規制の実施
 - c 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立
 - (カ) 民間放送機関
 - a 報道特別番組の編成
 - b 東海地震予知情報、国、県、市、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送
 - c 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
 - (キ) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
 - a 主要救護所又は臨時救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備
 - b 救護班の派遣又は派遣準備
 - (ク) 大井川土地改良区
 - a 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配
 - b 緊急点検
- エ 公共的団体
 - (ア) 一般社団法人志太医師会等
 - a 主要救護所又は臨時救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備
 - b 救護班の派遣又は派遣準備

5 自衛隊

(1) 東海地震注意情報発表時等

ア 自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊ほか
 - a 非常勤務態勢への移行
 - b 指揮所の開設
 - c 各部隊の災害派遣準備

- d 情報組織の展開
- e 県庁等への連絡班の派遣
- f 通信組織の編成等
- (イ) 海上自衛隊横須賀地方総監部ほか
 - a 指揮所の開設準備
 - b 各部隊の災害派遣準備
 - c 県庁等への連絡班の派遣等
 - d 県及び防災関係機関との連絡体制の強化
- (ウ) 航空自衛隊第1航空団司令（浜松基地）ほか
 - a 非常勤務態勢への移行
 - b 指揮所の開設
 - c 情報組織の展開
 - d 県庁等への連絡班の派遣
 - e 偵察機の待機及び航空機の避難準備等
- (2) 警戒宣言発令時
 - ア 自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。
 - (ア) 陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊ほか
 - a 県庁等への方面現地調整所の開設
 - b 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備
 - c 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
 - (イ) 海上自衛隊横須賀地方総監部ほか
 - a 司令部の設置（防災派遣命令後）
 - b 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立
 - c 地震防災派遣を開始
 - d 東部方面総監部への連絡員の派出
 - e 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
 - (ウ) 航空自衛隊第1航空団司令（浜松基地）ほか
 - a 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化
 - b 地上部隊の災害派遣の準備
 - c 浜松基地等の練習機の域外基地への避難
 - d 救難機の周辺基地への集中
 - e 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

第2章 情報活動

第1節 計画の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化等、情報の収集及び伝達体制の整備を推進し明らかにするものである。

第2節 計画の内容

1 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等の受理、伝達及び周知

- (1) 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報は、勤務時間内は危機管理センターが受理し、勤務時間外、休日等にあつては志太消防本部が受理する。
- (2) 職員に対する伝達は、勤務時間内は主に庁内放送で行い、勤務時間外、休日等については、資料編に定める予知型地震勤務時間外職員伝達系統図により、各職員への連絡を行う。

■勤務時間外による消防本部からの情報伝達系統図（資料編1-13）

■大規模地震発生時等における職員基本行動表（全職員出動の場合）（資料編1-18）

■勤務時間内職員動員伝達系統図＜南海トラフ地震に関連する情報（臨時）＞
（資料編1-19）

■勤務時間外職員動員伝達系統図＜南海トラフ地震に関連する情報（臨時）＞
（資料編1-20）

■職員配備体制＜南海トラフ地震に関連する情報（臨時）＞（資料編1-24）

第3節 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等の広報

1 警戒宣言

ただちに地震防災信号（サイレン、半鐘等）により全住民に広報するとともに、同時通報用無線によりテレビ・ラジオの視聴を呼びかける。

2 東海地震注意情報、東海地震予知情報等

同時通報用無線、広報車等により住民に広報する。

3 その他地震情報

住民に伝達すべき情報は、同時通報用無線及び広報車や報道機関の協力により周知を徹底する。

第4節 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

1 情報の収集、伝達

東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位を定めるとともに、情報を的確に収集するため、あらかじめ取り扱い部署（収集責任者）を定めておくものとする。

また、消防団員・自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。

- (1) 警戒本部設置前における措置は、次のとおりである。

ア 各所属の長は、地震に関する情報を受けたときは、危機管理センター及び初動体制要員に通報する。

イ 危機管理監は、通報又は直接収集した情報をとりまとめ、庁内各部課長に通報し、重要事項と認めたときは市長等に報告する。

ウ 警戒本部が設置されたときは、すべての情報及び資料を警戒本部（初動体制要員）に引き継ぐものとする。

（２）警戒本部における措置は、次のとおりとする。

ア 初動体制要員は、災害に関するすべての情報を接受し、情報処理にあたる。

イ 警戒本部及び地区支部は、災害に関するすべての情報を接受し、情報処理にあたる。

ウ 各地区支部責任者は、所轄区域内で得た災害に関する情報をすべて警戒本部に通報する。

（３）情報の種類の主なものは、次のとおりである。

ア 避難の状況

イ 交通機関の運行及び道路交通の状況

ウ 防災関係機関の注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

エ ガス、水道、電気等の生活関連施設の運営状況

オ 情報の変容、流言等の状況

カ 住民生活、社会・経済活動等の状況

キ 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ。）

ク 消防団員の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ。）

ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ。）

（４）静岡県地震災害警戒本部等に対する報告

注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで、若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、静岡県地震災害警戒本部（以下、「県警戒本部」という。）等への報告は、県中部方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに行うものとする。

その主なものは、次のとおりである。

ア 避難の状況

イ 東海地震注意情報発表時に市が実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

（５）防災関係機関

ア 東海地震予知情報等の収集及び伝達

県から伝達される東海地震注意情報又は東海地震予知情報の受理については、受信方法及び受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。

イ 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

（ア）収集方法

各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。

（イ）県警戒本部への報告

「情報広報実施要領」に定める項目について、速やかに報告するものとする。

第3章 広報活動

第1節 計画の主旨

この計画は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安全を図るとともに、流言飛語等の各種混乱を防止し、正確な事実確認に基づいて、市民が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定めるものである。

なお、広報に際しては、要配慮者に配慮するものとする。

第2節 広報事項

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、予測される範囲において、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。なお、広報事項はおおむね次のとおりである。

- 1 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味
- 2 避難対象地区に対する避難指示、指定避難所開設情報等
- 3 交通機関運行状況及び道路交通情報
- 4 家庭において実施すべき防災対策
- 5 自主防災組織に対する防災活動の要請

第3節 広報実施の方法

- 1 警戒本部の広報及び情報の発表は、すべて広報課班長を経る行う。
- 2 同時通報用無線、コミュニティFM、CATV、広報用車両、消防車等により実施する。
- 3 地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。
- 4 自主防災組織を通じての連絡。
- 5 その他の広報媒体として、有線放送、テレビ、ラジオ及びインターネット（市ホームページ、メール配信（キックオフメール、緊急速報メール）、Twitter、Facebook）等を使用する。

第4節 県への広報の要請

市が、防災応急対策等の必要な広報を県へ要請する場合は、県が定める様式により広報文を添えて要請する。

第5節 市民が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

市民は、次の方法により必要な情報を入手し、的確な防災対応をとるものとする。

- 1 テレビ・ラジオ
東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・避難情報等
- 2 緊急警戒放送受信機付テレビ及びラジオ
警戒宣言
- 3 同時通報用無線、コミュニティFM、CATV、広報車、消防車等
主として地域内の情報
- 4 携帯電話、スマートフォン
緊急地震速報、地域の情報・避難情報等

- 5 自主防災組織を通じた連絡
主として市からの指示、指導、救助措置等
- 6 インターネット（市ホームページ、メール配信（クリックオフメール、緊急速報メール）、Twitter、Facebook）
地域の情報・指示・指導等
- 7 デジタルサイネージ（電子看板）
地域の情報・指示・指導等
- 8 サイレン、半鐘
警戒宣言が発せられたことの伝達
- 9 市、警察の相談窓口
情報の確認、指導等
- 10 防災関係機関

（１）広報事項

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。

なお、その主なものは、次のとおりである。

ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況及び復旧見込み

イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

（２）広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、市と連携を密にするものとする。

（３）被災者の安否に関する情報の提供等

市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。

第4章 自主防災活動

第1節 計画の主旨

この計画は、東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速・的確に実施し、かつ住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

第2節 計画の内容

1 東海地震注意情報発表時の活動

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認及び連絡体制の確保
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部設営のための資機材等の確認
- (3) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- (4) 東海地震注意情報発表時に、山・がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市や指定避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。
- (5) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来受診を控えるよう呼びかけを行う。

2 警戒宣言発令時の行動

- (1) 自主防災組織本部の設営
活動拠点として、自主防災組織の本部を設置する。
- (2) 情報の収集、伝達
ア 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
イ 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオ等で入手するよう努める。
ウ 応急対策の実施状況について、必要に応じて警戒本部の地区支部へ報告する。
- (3) 初期消火の準備
可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- (4) 防災用資機材等の点検
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに担当要員を確認する。
- (5) 家庭内対策の徹底
次の事項について、各家庭へ呼びかけをする。
ア 家具の転倒防止
家具類の固定状況を確認する。
イ 落下等の防止
タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等、安全対策を施す。
ウ 出火防止
火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲みおき等、出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。

エ 備蓄食糧、飲料水の確認

備蓄食糧及び飲料水を確認する。

オ 病院・診療所の外来診療

災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。

(6) 避難活動

ア 避難行動

(ア) 山・がけ崩れ等、避難対象地区の住民に対して、市長等の避難指示を伝達し危険予想地域外のあらかじめ定められた指定緊急避難場所、指定避難所へ避難させるとともに縁故避難をさせる。

避難状況の確認後は、警戒本部の地区支部に報告する。

なお、縁故避難をさせた場合、自主防災組織は縁故避難者の行き先、人数等の把握をしておくとともに避難方法を確認しておくこと。

(イ) 自力避難が困難な避難行動要支援者については、必要な場合には自主防災組織において避難先まで搬送する。

(ウ) 山間地で指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難先まで避難する。

(エ) 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

イ 避難生活

(ア) 避難生活を行うに際し、あらかじめ定めた「避難生活計画書」等に基づき、指定避難所等における役割分担を行うとともに、避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の必要な資機材の準備を行い、秩序ある指定避難所の運営が迅速に行われるよう努める。

(イ) 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健衛生活動に必要な資機材を準備する。

(ウ) 食料、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合には、警戒本部の地区支部と連絡を取り、その確保に努める。

(7) 社会秩序の維持

ア テレビ、ラジオ、同時通報用無線等による正確な情報の収集に努め、流言飛語発生を防止して社会秩序を乱すことがないよう努める。

イ 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に呼びかけをし、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第5章 緊急輸送活動

第1節 計画の主旨

この計画は、警戒宣言発令時における緊急輸送を円滑に行うために必要な車両、人員、燃料及び資機材等を確保するなど、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員及び資機材の点検や確認、連絡体制の確保等、準備的な措置を実施する。

第2節 緊急輸送の対象

- 1 市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。
- 2 市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し必要な措置の要請を要求するものとする。
- 3 緊急輸送対策の基本方針
 - (1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員及び物資について行う。
 - (2) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について輸送関係機関の協力を求め輸送の準備を行う。
 - (3) 警戒宣言発令後、相当期間が経過し、県内における食料その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の現地警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。
 - (4) 緊急の処置を要する患者

第3節 緊急輸送の方法

1 陸上輸送

緊急輸送路により、必要な輸送を行う。

■緊急輸送路設置状況（資料編4-23）

2 航空輸送

知事に対して、航空輸送のための自衛隊派遣又は支援の要請を要求するものとする。この場合あらかじめ指定したヘリポートを活用する。

■ヘリポートの具備すべき事項（資料編4-24）

■防災ヘリポート一覧表（資料編4-25）

第4節 輸送手段の確保

- 1 市で行う輸送は、原則として市有車両とする。

■課別保有車両一覧表（資料編4-19）
- 2 必要に応じ、民間事業者より車両の借り上げを行う。
- 3 輸送手段の確保のための県への協力要請
- 4 燃料等の確保のため、あらかじめ協定を結んだ事業者への協力要請

■災害時における燃料の供給の協力に関する協定（資料編5-26）

第5節 緊急輸送の調整

緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは市災害警戒本部・その他関係機関において調整を行う。この場合の調整は、次によることを原則とする。

- 1 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送（救急患者等の輸送等）
- 2 防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送（防災活動拠点への人員、物資輸送等）
- 3 地震発生後の活動の準備のための輸送（食料、日用品、防災資機材の輸送等）

第6節 防災関係機関の緊急輸送

地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行う。

第6章 自衛隊の支援

第1節 計画作成の主旨

警戒宣言が発せられた場合、市長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊の地震防災派遣の要請を要求する。

第2節 計画の内容

1 県に対する要請の要求

市長は知事に対し、次の事項を示して自衛隊の派遣要請の要求を行う。

- (1) 派遣を希望する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2 地震防災派遣部隊の受入れ

- (1) 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。
- (2) 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県地震警戒本部との連絡調整を行う。

■自衛隊集結地（資料編4-28）

第7章 避難活動

第1節 計画の主旨

市長その他、避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発令された場合、地域住民、施設利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難対策の基本事項を計画に定めるものとする。

なお、注意情報が発表されたときであっても、指定緊急避難場所や指定避難所までの距離が遠いなどの理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、自主防災組織、指定避難所の施設管理者等と調整のうえ、要配慮者等（介護者を含む。）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるにあたって、基本とすべき事項を示す。

第2節 避難の基本方針、方法等

1 避難対策の基本方針、方法等

- (1) 市が、地域防災計画において明らかにした山・がけ崩れの発生が予測される地域、避難対象地区の住民等は、警戒宣言が発令されたときは速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定められた指定緊急避難場所、指定避難所へ避難する。
- (2) 東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、指定緊急避難場所、指定避難所までの距離が遠いなどの理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち要配慮者等（介護者を含む。）に限り、避難を実施することができるものとする。

なお、この場合、市はあらかじめ自主防災組織や指定避難所の施設管理者等と十分な調整を図り、要配慮者の避難を実施する地域を定めておく。

2 避難の方法

- (1) 「避難対象地区」の住民の指定緊急避難場所、指定避難所までの避難は、徒歩によるものとする。ただし、山間地で指定緊急避難場所、指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の有無を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。
- (2) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性、地盤等の状況に応じて必要がある場合、自主防災組織等が定める、付近の安全な場所を集合場所とし、ここで人数を確認し、まとまって指定避難所に避難する。
- (3) 指定避難所では、自主防災組織の単位で行動するものとする。
- (4) 避難誘導や指定避難所での生活は、要配慮者に配慮するものとする。
- (5) 保育園・幼稚園・学校の避難
幼児、児童、生徒は、各学校においては、あらかじめ定めた方法により保護者へ引き渡す。引渡しができない場合は、校内等の適切な場所に避難するものとする。
- (6) その他の避難
各施設又は事業所の避難実施責任者は、あらかじめ定めた避難計画に従って避難するものとするが、指定避難所を使用する場合には、事前に市長と協議するものとする。

3 避難対象地区

警戒宣言発令時又は東海地震注意情報発表時に、市長が避難の指示をする地区は、次に掲げる地区とし資料編で定めるものとする。

■要避難地区の設定状況等（資料編9-18）

4 避難のための指示

(1) 指示の基準

市長は、警戒宣言が発令されたときは、避難対象地区の住民等に対して避難の指示を行うことを原則とする。

(2) 指示の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後、速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、広報車等（消防車両含）により避難指示を行うものとする。

また、警察官等に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。

なお、市長は必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。

第3節 避難に際しての周知事項

市（消防機関を含む。）及び警察署は、避難対象地区の住民に対して東海地震注意情報が発表されたときは、東海地震注意情報が発表されたこと、要配慮者等は避難を開始できること等、また警戒宣言が発令されたときは、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の以下の事項について周知を図る。

- 1 避難対象地区名
- 2 出火防止の措置、消火器の点検、貯水、家具等の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施
- 3 避難経路及び避難先
- 4 避難する時期
- 5 避難行動における注意事項（携行品及び非常食料の持出し等）

第4節 警戒区域の設定

1 警戒区域設定対象地域

市長は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち「大規模地震対策特別措置法」第26条において準用する「災害対策基本法」第63条の規定に基づき、警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し住民に周知を図る。

警戒区域の範囲の周知及び警戒本部のとり措置は前節に準じて行う。

警戒宣言が発令されたときは、速やかに警戒区域の設定を行い、当該住民の退去又は立入禁止の措置をとるとともに、関係機関の協力を得て退去の確認を行うものとする。

2 規制の実施内容及び方法

警戒区域設定にともなう退去及び立入禁止措置等の規制は、市職員、消防団員等が広報巡回、ロープ張り、標識設置等により実施するとともに、警察官等に協力を要請し、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

第5節 避難計画の作成指導

避難の実施等措置者は、あらかじめ自主防災組織、指定避難所の施設管理者等と調整を図り、指定緊急避難場所、指定避難所、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地区住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

避難計画の策定にあたっては、要配慮者の避難誘導、避難先での生活等に配慮するものとする。

なお、要配慮者利用施設が浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に位置する場合は、避難確保計画を作成・公表し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとする。

第6節 避難状況等の報告

1 警戒本部への報告

市は、自主防災組織及び指定避難所の施設管理者等から直接又は藤枝警察署を通じて、避難状況の報告を受けるものとする。

(1) 避難の経過に関する報告又は危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

イ 上記の事態に対し応急的にとられた措置

ウ 市等に対する要請事項

(2) 避難の完了に関する報告は、避難完了後速やかに行う。

ア 指定避難所名

イ 避難者数

ウ 必要な救助、保護の内容

エ 市等に対する要請事項

2 県への報告

警戒本部長は、自主防災組織、指定避難所の施設の管理者等から報告を受けた場合は、県に報告する。

第7節 指定避難所の設置及び避難生活の確保

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において避難を必要とする者のために指定避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるよう自主防災組織及び指定避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

1 指定避難所の設置

(1) 避難生活者

指定避難所で避難生活をする者は、山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅困難者等で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所と期間

ア 山・がけ崩れ等の危険のない場所に設置する。

イ 原則として公園、学校のグラウンド等の屋外に設置するが、要配慮者の保護を行ううえでやむを得ない場合は、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができるものとする。

ウ 設置期間

警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し、指定避難所が設置されるまでの期間とする。

なお、指定緊急避難場所、指定避難所までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では、迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発せられるまでの期間も要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために指定避難所を設置することができるものとする。

2 指定避難所の運営

(1) 市は、自主防災組織及び指定避難所の学校等施設の管理者と協力して指定避難所を運営する。

(2) 指定避難所には運営を行うために、市職員を派遣するとともに避難生活に必要な物資を配置する。また、指定避難所の安全の確保と秩序のため、必要により警察官の配置を要請する。

- (3) 運営にあたっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。
- (4) 自主防災組織は、運営に関して市に協力するとともに「避難生活計画書」等に基づき役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

■指定避難所施設一覧表（資料編4-6）

第8章 社会秩序を維持する活動

第1節 計画の主旨

東海地震注意情報の発表や警戒宣言発令の際は、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。市は、これら混乱を鎮め、民心の安定を図り、市民の的確な防災対策を促進するものである。

予想される混乱は、おおむね次のとおりである。

- 1 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関連する流言及び飛語
- 2 帰宅者による道路の混乱
- 3 電話の輻輳
- 4 避難による混乱
- 5 自動車による道路交通の混乱
- 6 買出し、旅行者等の混乱

第2節 市の実施事項

- 1 市は、各種の混乱の発生のおそれのある場合、又は混乱が生じた時は、市民がとるべき措置について同時通報用無線等により呼びかけを実施する。
- 2 流言飛語が横行した場合には、原因を究明し活発な広報により、これを鎮める。
- 3 生活物資の買占め及び売惜しみ防止を啓発する。
- 4 県公安委員会（県警察）の交通規制に応じ、緊急輸送路の確保に努める。
- 5 警察と連絡を密にし、次の活動を行う。
 - （1）各種犯罪の発生状況の通報及び情報の収集・報告
 - （2）治安対策に必要な広報（避難の際の施錠、夜の一人歩き等）
 - （3）自主防災組織による地区内犯罪防止のための警備の指導

第3節 県警察本部の実施事項

- 1 警戒区域、指定避難所等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止及び犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。
- 2 犯罪情報の収集を行う。
- 3 重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配慮した警戒活動を行う。
- 4 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。
- 5 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し適切な情報提供を行う。
- 6 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。
- 7 放射性物質又は火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、ただちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。
- 8 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第9章 交通の確保活動

第1節 計画の主旨

警戒宣言発令時の陸上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、県公安委員会（県警察）が行う交通規制に協力する。

また、東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制に協力する。

第2節 陸上交通の確保対策

1 東海地震注意情報が発表されたときの運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知った場合は、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。
- (2) 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

2 警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置

- (1) 警戒宣言が発せられたことを知った場合は、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
- (2) 車両を置いて避難する場合は、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、またエンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。
- (3) 駐車する場合は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (4) 避難のために車両を使用しないこと。ただし、山間地で徒歩による避難が困難な地域で、あらかじめ車両による避難が計画された地域を除く。

第3節 交通規制の方針

1 東海地震注意情報発表時

東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。
- (2) 警戒宣言が発せられたときの交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。
- (3) 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

2 警戒宣言発令時

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (2) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。
- (3) 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。
- (4) 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用

の抑制を図る。

- (5) 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ、広報の徹底を図る。

第4節 交通規制計画（県公安委員会（県警察））

県公安委員会（県警察）は警戒宣言が発せられた場合、「大規模地震対策特別措置法」第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

1 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては、県内へ流入する車両（軽車両を除く）のうち、「大規模地震対策特別措置法」第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合、県外への流出については、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

2 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

3 交通規制

警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。

緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。

東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路ほか

4 緊急交通路等を確保するための措置

緊急交通路については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外（軽車両を除く）の通行を禁止する。

路線名	検問所設置場所
東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC
新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛川 IC、浜松北 IC
東富士五湖道路	須走 IC
東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC
国道138号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC
西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点

6 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、「大規模地震対策特別措置法」第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続きについては、以下に定める。

7 所轄警察署への要請事項

- (1) 市内の車両走行を極力制限するため、交通状況に応じた交通指導、整理及び広報活動を実施し、交通の混乱を防止する。
- (2) 避難指示が出された警戒区域の住民の避難が円滑にできるよう必要な避難路の交通規制の実施。

第10章 地域への救援活動

第1節 計画の主旨

警戒宣言発令時における食糧、日用品、飲料水、医薬品等、必要物資の確保、医療救護活動及び清掃、防疫又はその他保健活動並びにその準備について定めるものである。

なお、東海地震注意情報発表時においては、市及び防災関係機関は警戒宣言発令時における緊急物資の調達、あっせん等の地震防災応急対策が円滑に実施できるよう、次に掲げる準備的措置を実施することができるものとする。

第2節 活動の内容

1 東海地震注意情報発表時

- (1) 市は、緊急物資等の供給協定等を締結した事業者等との連絡体制の確認と在庫状況確認を要請する。
- (2) 市は、水道施設の安全点検及び応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。
- (3) 市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- (4) 市は、県が行う広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- (5) 市民は備蓄食糧・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

第3節 食料及び日用品の確保

食料及び日用品の確保については、警戒宣言時において、これらの調達、あっせん、又はその他、準備措置を速やかに講ずるものとする。

1 警戒宣言発令時の措置

- (1) 調達の方針
 - ア 警戒宣言時に必要な食料及び日用品は、地域住民の自助努力によって確保することを基本とし、市からの供給については原則として有償とする。
 - イ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等の小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等、必要な対策を実施する。
- (2) 市
 - ア 山・がけ崩れ等避難対象地区の住民で非常持出しができなかった者や市外の旅行者等に対し、緊急物資の供給の必要な事態が発生した場合は、備蓄してある緊急物資を配分し、又はあらかじめ緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
 - イ 県に対し緊急物資の調達又はあっせんに要請する。
 - ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を必要に応じて確認する。
 - エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。
- (3) 自主防災組織及び市民

自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等、緊急物資確保のための措置を実施する。

また、市民は緊急物資及び非常用持出品の整備、搬出を行う。

2 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に調達が必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則としているが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は物資の配分計画

を作成し、緊急物資の調達を行うものとする。

第4節 飲料水の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の飲料水を確保するため、市及び市民は次の事項を行う。

1 市

- (1) 市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
- (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (4) 応急復旧体制の準備をする。

2 市民

- (1) 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- (2) 自主防災組織の給水班を中心として応急給水資機材を点検する。

第5節 医療救護・防疫・保健衛生活動の準備

市及び市民は、要救護者及び救急患者に対する医療救護、地震発生後における医療救護活動の準備、指定避難所等における健康対策、精神保健対策、防疫等の保健衛生及び清掃活動を行う。

1 医療救護活動

市は、東海地震注意情報発表時に続き、次の活動を行う。

(1) 市

- ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- イ 主要救護所又は臨時救護所の設備及び資機材を点検・配置し、開設準備を開始する。
- ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
- エ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。
- オ 警戒宣言が発せられた場合も、医療救護体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

(2) 医療救護班、主要救護所又は臨時救護所の設置基準

- ア 医療救護班は、原則として医師1人、歯科医師1人、薬剤師1人、看護師2人、補助員2人の7人以上をもって編成し主要救護所又は臨時救護所に派遣する。
- イ 主要救護所は市内4箇所に設置する。
- ウ 臨時救護所は市内10箇所に設置する。

■医療救護施設等一覧表（資料編4-8）

2 防疫及び保健衛生対策

(1) 市

- ア 防疫のための資機材及び仮設トイレを準備する。
- イ 医療救護施設への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。

(2) 自主防災組織

自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設トイレの設置の準備を行う。

3 健康対策及び精神保健対策

- (1) 健康対策
避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。
- (2) 精神保健対策
精神保健対策として、避難者へのメンタルヘルスチームの編成及び資機材の準備をする。

第6節 清掃・し尿処理及び廃棄物処理活動

市は、指定避難所等における清掃・し尿処理及び廃棄物処理活動を行う。

1 清掃・し尿処理

- (1) 関係機関との連絡体制等の確認
- (2) し尿収集業者へ発災時の協力を要請する。
- (3) 仮設トイレが使用可能となるまでの間に備え、簡易トイレの購入及び確保の呼び掛けを実施する。
- (4) ごみの収集に必要な容器を配備する。

2 災害廃棄物処理

- (1) 関係機関との連絡体制等の確認
- (2) 仮置場の確認及び運営の準備
- (3) 災害廃棄物の中間処理及び最終処分地の確保に努める。

第11章 市有施設及び設備等の防災措置

第1節 計画の主旨

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において市が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて市民等の日常の社会生活等に支障を来たさない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができるものとする。

第2節 市の実施事項

＜無線通信施設等＞

管理者及び使用者は、無線機器管理取扱規程に定めるところにより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備をすすめるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- 1 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
- 2 充電式携帯無線機については完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。
- 3 災害現場からの映像送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。
- 4 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

第3節 公共施設等

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、ため池、道路、砂防等工事中の施設等、庁舎においては、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。また、東海地震注意情報発表時には市の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言時には別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

1 東海地震注意情報発表時

（1）ため池及び用水路

警戒宣言発令と同時に、必要に応じてため池から放流、用水路の断水又は減水が行えるよう、施設の点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

（2）道 路

道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報標示装置により、東海地震注意情報の発表を周知する。また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

（3）砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制・連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。

（4）工事中の公共施設、建築物等

警戒宣言発令時と同時に、工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じ立入禁止、落下、倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(5) 災害応急対策上重要な庁舎及び施設

本部（本庁）及び支部（地区防災拠点）について非常用発電装置の確認、落下倒壊防止装置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。

(6) 水道用水供給施設

警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

2 警戒宣言発令時

(1) ため池及び用水路

ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令時と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じて、ため池からの放流、用水路の断水、又は減水を行なう。また、市長に対し、必要に応じ地域住民に対し避難の指示をするよう要請するものとする。

(2) 道 路

ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報をパトロールカー、道路情報表示装置より道路利用者に対し行なう。

イ 緊急交通路及び幹線避難路において、県公安委員会（県警察）が実施する交通規制に対し協力する。

ウ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

エ 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

(3) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市・住民間の連絡体制を整える。

(4) 工事中の公共施設、建築物等

工事を中断し、必要に応じ立入り禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安管理を講ずる。

(5) 災害応急対策上重要な庁舎及び施設

本部（本庁）及び支部（地区防災拠点）について非常用発電装置の確認、落下倒壊防止装置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。

(6) 水道用水供給施設

溢水等を配慮した、安全水位を確保し、送水を継続する。

(7) その他の公共施設等

市が管理又は運営する施設は、地震防災応急計画等に基づいて、おおむね次の予防措置を講ずる。

ア 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達

イ 避難誘導等、利用者等の安全確保措置

ウ 施設の閉鎖

エ その他地震防災応急対策の実施

なお、警戒宣言時、避難対象地区の要配慮者の避難が予想される避難施設については、避難者の受入れを行う。

(8) コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時におおむね次の措置を実施するため、注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。

イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

第1節 計画の主旨

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民の生活に密接に関係のある防災関係機関が市民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表されたときは、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう社会、経済的影響等について配慮するものとする。

第2節 計画の内容

1 東海地震注意情報発表時

(1) 水道（市）

飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。

(2) 電力（中部電力株式会社・中部電力パワーグリッド株式会社）

電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令、地震の発生に備え需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置・資機材の確保等の措置を行う。

(3) ガス（東海ガス藤枝本部・一般社団法人静岡県LPガス協会 中部支部藤枝地区支部）

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

(4) 通信（西日本電信電話株式会社静岡支店、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店））

平常どおり、一般通話を確保する。ただし、輻輳等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、安否確認等に必要な措置を実施する。

(5) 放送

東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的な混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等のとるべき行動等について放送を実施する。

また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。

(6) 市中金融機関等

金融機関、郵便局、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等、地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

(7) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）

ア 列車の運転規則等

(ア) 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

(イ) 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

(8) バス（しずてつジャストライン株式会社 岡部営業所）

- ア 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- イ 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ臨時バスの増発等を検討し、輸送力の確保を図る。
- ウ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

(9) 道路

- ア 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- イ 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

(10) 病院・診療所

- ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き外来患者の受け入れは原則として制限する。
なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来たさない措置を十分に講ずる。
- イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要車両の確保等の準備的措置を講ずる。
なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
- エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡し等に係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講ずる。
なお、必要に応じて入院患者の移送及び引渡しを実施することができる。

(11) スーパー等

- ア スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品及び防災資機材を販売する施設にあっては、日常の市民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
- イ 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

2 警戒宣言発令時

(1) 水道（市）

- ア 飲料水の供給は継続する。
- イ 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。

(2) 電力（中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社）

- ア 必要な電力の供給は継続する。
- イ 地震の発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置・資機材の確保措置等を行う。

(3) ガス（東海ガス藤枝本部・一般社団法人静岡県LPガス協会 中部支部藤枝地区会）

- ア ガスの供給は、ガス使用者が支障をきたさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給

を継続する。

イ 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を行う。

(4) 通信（西日本電信電話株式会社静岡支店、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店））

ア あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色・グレーの公衆電話からの通話は確保する。

また、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171サービス及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。

イ 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材及び要員を準備する。

(5) 放送

臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、社会的混乱の防止を目的として東海地震予知情報等の正確及び迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

(6) 市中金融機関等

ア 金融機関の営業

(ア) 営業時間中に警戒宣言が発令された場合

- a 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く、全ての業務の営業を停止する。
- b 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。
- c 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。
- d 避難対象地区内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業をただちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等、営業の継続に支障が生ずるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

(イ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合

- a 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。
- b ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続等に努める。
- c ATMの稼動についても、地震の発生、管理上の見地等、営業の継続に支障が生ずるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡り処分猶予等の措置を適宜講ずる。

(ウ) 発災後の円滑な業務再開に備え、店舗の整備、人員確保のために必要な措置を講ずることができる。

(エ) 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第、速やかに平常の営業を再開するものとする。

(オ) 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令をただちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、その旨をポスター等により店頭掲示する。

イ 保険会社及び証券会社の営業

(ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における営業を停止する。

(イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

(ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。

- (エ) 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。
- (7) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）
- ア 列車の運転規制等
- (ア) 新幹線
- a 想定震度が6弱以上の市域への進入を禁止する。
- b 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。
- c 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。
- (イ) 在来線
- a 強化地域への進入を禁止する。
- b 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
- c 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。
- イ 旅客等に対する対応
- (ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。
- (イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める指定避難所等へ避難させる等必要な措置をとる。
- (8) バス（しずてつジャストライン株式会社岡部営業所）
- ア バスには、営業所無線等により、警戒宣言発令の情報が伝達される。また、市のサイレン、半鐘等によって警戒宣言発令を覚知する。
- イ 警戒宣言発令の情報を入手した運行中の乗務員は、会社が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。
- ウ ターミナル等の滞留旅客等に対しては、警戒宣言の内容、最寄りの指定避難所等及び運行中止の措置を執った旨等の案内を掲示物、放送等により広報する。
- (9) 道路
- ア 強化地域内への一般車両の走行は極力抑制する。このため、交通規制を行う。
- イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。
- ウ 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。
- エ 高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。
- オ 走行車両は低速走行する。
- (10) 病院・診療所
- ア 救急業務を除き外来診療は原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。
- イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。
- ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。
- (11) スーパー等
- ア スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

- イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続等の地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- ウ 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

第1節 計画の主旨

「大規模地震対策特別措置法」第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業所で、政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては、次に掲げる事項に留意する。

第2節 計画の内容

＜各施設・事業所に共通の事項＞

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画を定める。

1 東海地震注意情報発表時

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

地震防災応急計画に定める必要がある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用、営業等の中止、継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
 - ア 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
 - イ 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
 - ウ 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - エ 施設内外の設備、機器等の転倒、落下防止等の安全措置に関する事項
 - オ 避難誘導の方法、近隣指定避難所、避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
 - カ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
 - キ その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
- (3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること。
 - ア 東海地震注意情報の内容と意味等
 - イ 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
 - ウ 冷静な対応の実施
 - エ 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
 - オ 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - カ 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
 - キ その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
- (4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置

避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

2 警戒宣言発令時

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画

に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。

地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言発令時の施設の利用、営業等の中止、継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
 - ア 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
 - イ 情報収集・伝達手段の確保
 - ウ 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
 - エ 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - オ 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
 - カ 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
 - キ 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
 - ク 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
 - ケ その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
- (4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事項
 - ア 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等
 - イ 当該施設における地震防災応急対策の内容
 - ウ 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
 - エ その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
- (5) 避難対象地区内の施設の避難対策
 - 避難対象地区内に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた指定避難所等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

＜各施設・事業所の計画において定める個別事項＞

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画を定める。

1 病院・診療所

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置、第2節1 東海地震注意情報発表時の措置(10) 病院・診療所に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置、第2節2 警戒宣言発令時の措置(10) 病院・診療所に準ずる。

2 スーパー等

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。
- (2) 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。
- (3) 本市や県との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。

- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。
また、営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。
- (3) 本市や県との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

3 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行う施設
(「大規模地震対策特別措置法」第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

4 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

(「大規模地震対策特別措置法」第7条第1項第3号に掲げる事業所)

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の第2節1 東海地震注意情報発表時の措置、(7) 鉄道、(8) バスに準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の第2節2 警戒宣言発令時の措置、(7) 鉄道、(8) バスに準ずる。

5 学校、幼稚園、保育所、認定こども園

学校、幼稚園、保育所、認定こども園（以下「学校等」という。）は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議・連携して園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や学校等の施設の指定避難所としての指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園（所）の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者と十分に協議して定めるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

生徒等が在校・在園（所）中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。

- (1) 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。

- (2) 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所) 者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。

また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。

- (3) 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

【警戒宣言発令時】

生徒等が在校中の場合、各学校等は授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等) されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。

家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

6 社会福祉施設

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については、家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。

- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置

イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法、手段の確認などの準備的措置

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。

- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

ア 家族等への引渡し

イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

7 放送事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置、第2節1 東海地震注意情報発表時の措置の(5) 放送に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置、第2節2 警戒宣言発令時の措置の(5) 放送に準ずる。

8 その他の施設又は事業

(1) 道路

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の第2節1 東海地震注意情報発表時の措置(9) 道路に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の第2節2 警戒宣言発令時の措置(9) 道路に準ずる。

(2) ガス事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節1 東海地震注意情報発表時の措置 (3) ガスに準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節2 警戒宣言発令時の措置 (3) ガスに準ずる。

(3) 水道事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節1 東海地震注意情報発表時の措置 (1) 水道に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節2 警戒宣言発令時の措置 (1) 水道に準ずる。

(4) 電気事業

【東海地震注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節1 東海地震注意情報発表時の措置 (2) 電力に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置第2節2 警戒宣言発令時の措置 (2) 電力に準ずる。

(5) 従業員1,000人以上の工場

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第 14 章 市が管理する施設等の地震防災応急計画

第 1 節 計画の主旨

この計画は、市が管理・運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急計画の概要を示すものである。

第 2 節 計画の内容

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急計画については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画内容の要点は、次のとおりである。

1 東海地震注意情報発表時の措置

(1) 各施設が共通して定める事項

- ア 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達
- イ 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立
- ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- エ 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校及び社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第 13 章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」の規定に準ずる。

ア 病院・診療所

東海地震注意情報発表時の診療体制

イ 学 校

(ア) 児童・生徒の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

(イ) 地域住民の指定避難所に指定されている施設は避難者の受入れ方法等

ウ 社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

エ 水道用水供給施設

警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

2 警戒宣言発令時の措置

(1) 各施設が共通して定める事項

- ア 東海地震予知情報等の施設利用者への伝達
- イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立
- ウ 避難誘導等、利用者等の安全確保
- エ 消防、水防等の事前措置
- オ 応急救護
- カ 施設及び設備の整備及び点検
- キ 防災訓練並びに教育及び広報

(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校及び社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、「第 13 章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」の規定に準ずる。

ア 病院・診療所

病院における地震防災応急計画により実施するものとする。

警戒宣言発令時の診療方針

イ 学校

学校における地震防災応急計画により実施するものとする。

(ア) 児童、生徒の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）

(イ) 地域住民の指定避難所に指定されている施設は避難者の受入れ方法等

ウ 社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡し方法

エ 水道用水供給施設

水道に関しては、震災時給水対策要綱が定められており、要綱に沿って水道地震災害警戒本部の設置、東海地震予知情報等の伝達等を行う。